

南部町地域福祉推進計画 (案)

令和 8 年度～令和 12 年度（2026 年度～
2030 年度）

基本理念

みんながいきいきと活躍し、
心をつないで支え合う共生のまちづくり

令和 8 年 3 月

南部町・南部町社会福祉協議会

南部町地域福祉推進計画 目次

南部町長あいさつ	1
南部町社会福祉協議会会長あいさつ	2
第1章 計画の策定にあたり	3
計画策定の趣旨	3
地域福祉と社会福祉	4
地域福祉に関する制度等の動き	5
第2章 計画の概要	14
法令上の位置付け	14
計画の策定に関して	16
町の各種計画における地域福祉計画の位置付け	17
第3章 南部町を取り巻く現状	19
人口・世帯及び地域の現状	19
南部町での地域福祉にかかわる活動状況	26
社会福祉協議会の活動状況	28
福祉的課題を抱えている人の現状	32
第4章 本町の現状からみる地域福祉課題	34
住民の生活課題（地域生活課題）	34
住民が福祉活動に取り組むための課題	35
専門職の支援に関する課題	37
第5章 計画の基本的な考え方	38
基本理念	38
基本原則	38
基本目標	39
計画の体系	40
重点的な取り組み	41
第6章 計画（施策）の展開	44
基本目標Ⅰ 住民参加の促進と福祉活動の活性化	46
基本計画1 小地域における福祉機能の強化	46
基本計画2 ボランティア・当事者団体活動の活性化	48
基本計画3 福祉学習の推進と担い手づくり	50
基本計画4 福祉活動促進のための基盤強化	52
基本目標Ⅱ 相談機能の強化と包括的支援体制の構築	54
基本計画1 共生型総合相談体制の構築	54
基本計画2 権利擁護機能の拡充	57
基本計画3 情報提供体制の充実	58
基本目標Ⅲ 保健・医療・福祉サービスの充実と質の向上	59
基本計画1 健康づくりの推進	59
基本計画2 保健・医療・福祉事業者間のネットワークと協働の推進	60

基本計画3	新たな社会資源の開発	61
基本計画4	福祉人材の確保と育成	63
基本目標IV	地域で安心して暮らせる基盤づくり	64
基本計画1	社会福祉法人等の地域貢献の促進	64
基本計画2	住み慣れた地域で暮らし続けるための支援	65
第7章	計画の推進	67
	計画の推進体制	67
	計画の進行管理	67

第1章 計画の策定にあたり

1 計画策定の趣旨

現在の日本では、少子高齢化の進展に伴って福祉サービスを必要とする人々が増大していますが、そうした人々を受け止める家族の力は、小世帯や共働きによって脆弱化が進んでいます。また、暮らしの基盤である地域社会も、コミュニティ意識の変化や高齢化によってつながりが希薄になり、担い手不足が進み、支え合う力の弱体化が危惧されるようになっていきます。

さらに近年は、こうした変化を背景に、子どもや高齢者等への虐待、孤立死、いじめ、ひきこもり、非正規雇用や景気低迷を背景とする生活困窮者¹の増加など、様々な社会問題が顕在化するようになっており、まちづくりの課題や住民の福祉に対するニーズも複雑化・多様化する傾向が見られます。こうした新たな地域課題を見据えつつ、将来に向けて誰もがいきいきと暮らせる地域社会を構築するためには、保健・医療・福祉等の制度によるサービスの充実とともに、弱体化しつつあるコミュニティ機能を再生し、住民相互の支え合い活動を活発に展開できるようにする必要があります。

このような社会状況を受けて、本町では、平成16年10月に「第1次南部町地域福祉計画（みんなでしあわせのきずな計画）」を策定し、「地域づくりはみんなが主役、安心して暮らせるまちを目指して」を将来像とし、住民と行政の協働によって地域福祉を進めていくことを目標として、様々な施策に取り組んできました。さらに平成19年には、住民が、自らが暮らす地域のあり方を考え、地域の力を結集して様々な活動に取り組み、魅力ある地域づくりを行う場として、7つの「地域振興協議会」が設置され、多様化する地域課題の解決に取り組んできました。

しかしながら、複合的な生活課題を抱えた世帯、制度の狭間にあって既存の福祉サービス等を受けられない世帯の問題など、これまで経験しなかったような新たな福祉課題が生じているのも事実です。そして、こうした状況に対応するために、制度によるサービスと住民相互の支え合い活動の両面について、地域福祉のより一層の推進が求められるようになっていきます。

令和3年3月には、町の福祉部門と南部町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の両者が連携し、これまでの取り組みの成果と課題、さらに今日の地域社会の現状と課題をあらためて整理しつつ、新たな住民ニーズにきめ細かく対応することができる地域福祉を推進するため、南部町地域福祉推進計画（第2次南部町地域福祉計画）を策定し各種取組みを進めているところであります。令和8年4月からの「第2期南部町地域福祉推進計画」においても住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らすことができる様に地域福祉の推進について定めています。

「地域福祉計画」は、地域福祉推進の主体である住民などの参画を得ながら、地域の様々な福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や取り組みを体系的にとりまとめた計画です。一方、「地域福祉活動計画」は、社協が主体となって策定する、福祉活動を担う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取り組みについて体系化した、民間活動の自主的な行動計画として位置付けられます。本町と社協では、両者の連携と協働の体制整備を図り、より効果的に地域福祉を推進するために、両計画を一体的に策定します。さらに、地域振興協議会が策定する地域

¹ 経済的理由などにより困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者。

づくり計画とも相まって、地域共生社会²を実現することを目標にします。

2 地域福祉と社会福祉

社会福祉サービスは、障がい者福祉や高齢者福祉という言葉が表すように、サービスを利用される方の特性ごとに体系化されています。いわゆる福祉六法などの言葉にも代表される領域別の法体系です、これは、供給する側の供給条件による体系であり、利用者の視点による体系ではなく、供給する側の視点による体系といえます。これらの背景には、行政が供給の公平性と効率性の視点によって必要と思われるものを分類し、社会的必要度の高いものから順次、制度化を進めていくという仕組みを持っています。これには、限られた財源の中で、最も効果的にサービスを供給するために必要不可欠な仕組みであり、公的なサービスには避けては通れないものです。

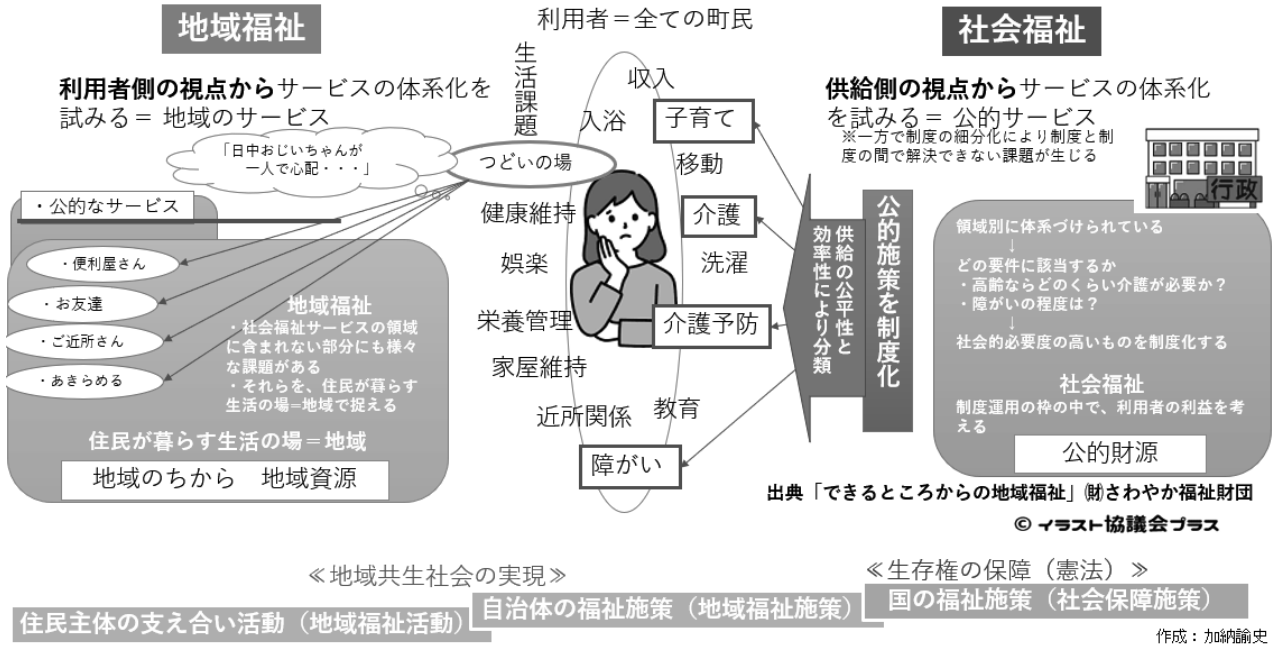
一方で、地域福祉は、サービスの供給側の視点ではなく、利用する側の視点にたって体系化を試みるものと言えます。利用する側の視点に立つとは、障がい者福祉や高齢者福祉といった領域別の体系には含まれない部分にも様々な課題があり、それらを住民が暮らす生活の場である地域という枠組みでとらえ直すことが地域福祉であると言えます。

地域福祉を進めていくためには、地域の中でつながり合うことが大切なことの一つとなります。課題に対して解決に向けたつながり合いの機会を通じて、地域の資源を活用して、お互いに支え合う関係を築くことで課題を解決していくことが地域福祉の考え方です。

地域福祉は、地域で暮らす住民が主体となり、それに企業、団体、事業者、行政、社協など地域を構成する構成員が一緒になって支え合うことが必要です。

² 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

1 地域福祉と社会福祉 地域福祉と社会福祉を構造的にみると・・・



3 地域福祉に関する制度等の動き

(1) 社会福祉法の改正等の概要

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3年4月より社会福祉法の一部が改正されました。

改正の趣旨は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応に向け、市町村が地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行うことが創設されました。

主な改正点は、重層的支援体制整備事業に関する事項として、介護が必要な親が引きこもり状態の子供の生活を支えている8050問題、幼い子供の育児と親の介護を同時に抱えるダブルケア問題、家族や夫婦間のDVと子どもへの虐待問題など、深刻な課題を抱える家族に寄り添い、包括的に支援しようとする制度が創設されました。これまでの縦割りを打破し、どんな相談もワンストップで受ける「断らない」窓口の設置や、継続して寄り添う伴走型支援などの包括的な支援体制の構築を目指しています。

また、地域福祉計画に関する事項として、計画に盛り込むべき事項(必要的記載事項)として、「包括的な支援体制の整備に関する事項」が示されています。このほかにも、地域の特性に応じた認知症施策や社会福祉事業に取り組む社会福祉法人等の相互の業務連携を推進する「社会福祉連携推進法人」制度が創設されました。

今回の社会福祉法改正は、孤独になりがちな中で、困った時に助け合うことができる地域共生社会を創るといふ制度の基盤となることが期待されています。

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、従来の制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」と「受け手」という関係を超え地域住民が『我が事』として積極的に参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、相互に支え合いながら、地域の生活課題を共に解決していく社会を目指す概念です。

「縦割り」という関係を超えるためには、異なる分野が持つ専門性を相互に活用することが重要です。介護、障がい、子ども、生活困窮などの分野における支援は、個別の機関や専門家だけで対応するのではなく、関係機関や関係者がネットワークを形成し、連携しながら地域住民の課題に対応していくことが求められます。

また、「支え手」と「受け手」という一方向的な関係を超え、双方向の支え合いを実現することが地域共生社会の大きな特徴です。支える側、支えられる側という立場を超えて、地域住民同士が互いに支え合う関係性を築くことが重要です。これにより、誰もが支援を必要とする側にも必要とされる側にもなり社会全体のつながりが深まります。さらに、地域共生社会では、世代や分野を問わず、あらゆる地域住民が協力して課題を解決していくことが重視されています。福祉、教育、医療、産業などといった異なる分野の枠を超え、地域全体で課題を共有し、協力して解決策を見出すことが求められます。これにより、地域社会の一体感が高まり持続可能な支援体制が築かれます。

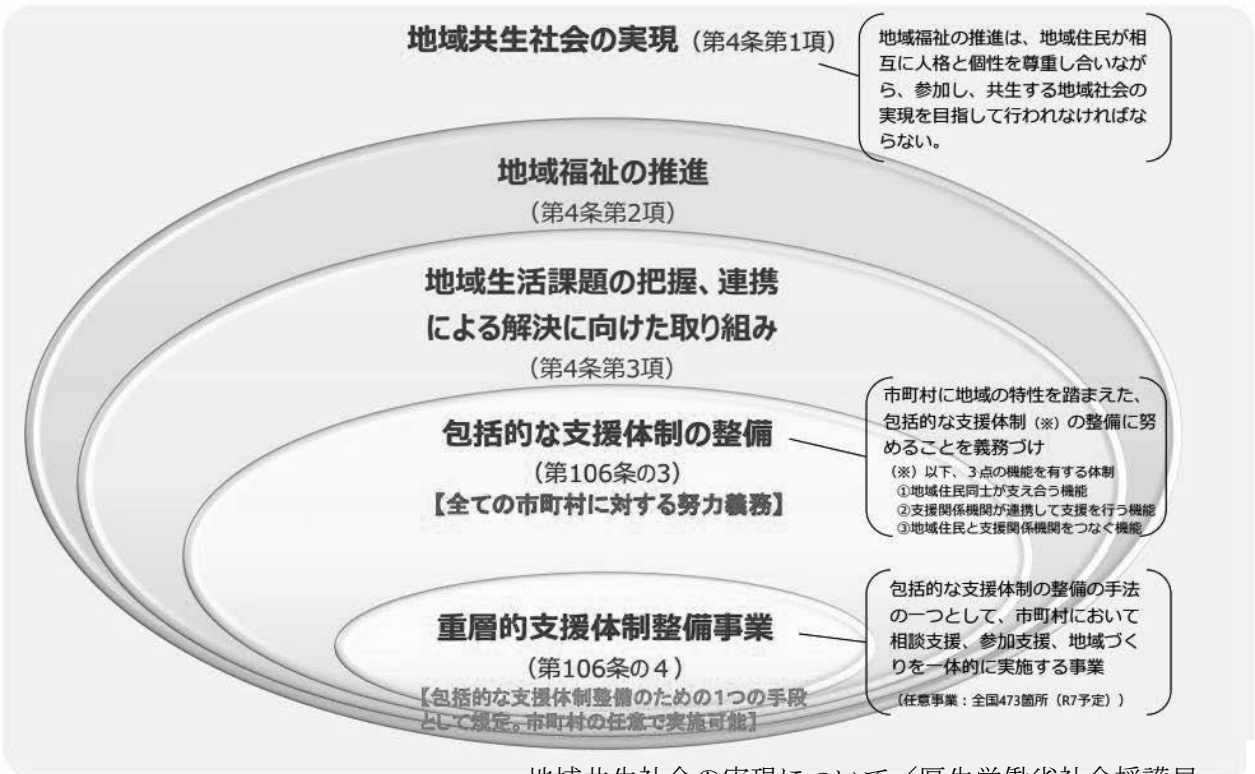
このような地域共生社会を実現するためには、「包括的な支援体制」の整備が不可欠です。包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のための相互協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた入口から出口までの支援が包括的に提供される体制を整備するものです。地域の中で地域生活課題を把握し、解決に向けて主体的に関与することができる環境を整備し、相談窓口、情報提供や助言の体制が整うことで、支援関係機関につなぎ複雑で多様な生活課題に対して支援を受けることができる仕組みが築かれます。

社会福祉法の改正に基づき、地域共生社会の実現に向けた支援体制が強化されています。平成 29 年の改正では、地域住民や福祉関係者が連携して地域生活課題を把握し、解決に向けて協力することが明記されています。地域住民が福祉活動に参加できる環境を整備し、住民が身近な場所で総合的に相談できる体制を構築することが重要です。これにより、住民は複合的な地域生活課題に安心して対応でき、関係機関と連携して問題解決に向けた支援が提供されます。さらに、生活困窮者自立相談支援機関などの機関が協力し、複雑な課題を解決する体制を整えることが求められます。

また、令和 2 年の改正では、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応するための「包括的な支援体制」を整備することとしています。これには、地域特性に応じた認知症施策や介護サービスの提供体制、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材の確保と業務効率化の取組強化などが含まれています。さらに、地域住民が抱える課題が複雑化する中、従来の支援体制では対応が難しいため、「重層的支援体制整備事業」が実施され、関係機関が協力して地域生活課題を解決するための体制が整備されています。

このように、地域共生社会の実現には、住民自身の積極的な関与と、関係機関の連携による支援体制の強化が必要です。地域住民一人ひとりが支え合い、協力しながら、共に暮らしやすい社会を作り上げていくことが求められています。

**地域共生社会の実現に向けた取組
(包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)**



地域共生社会の実現について／厚生労働省社会援護局

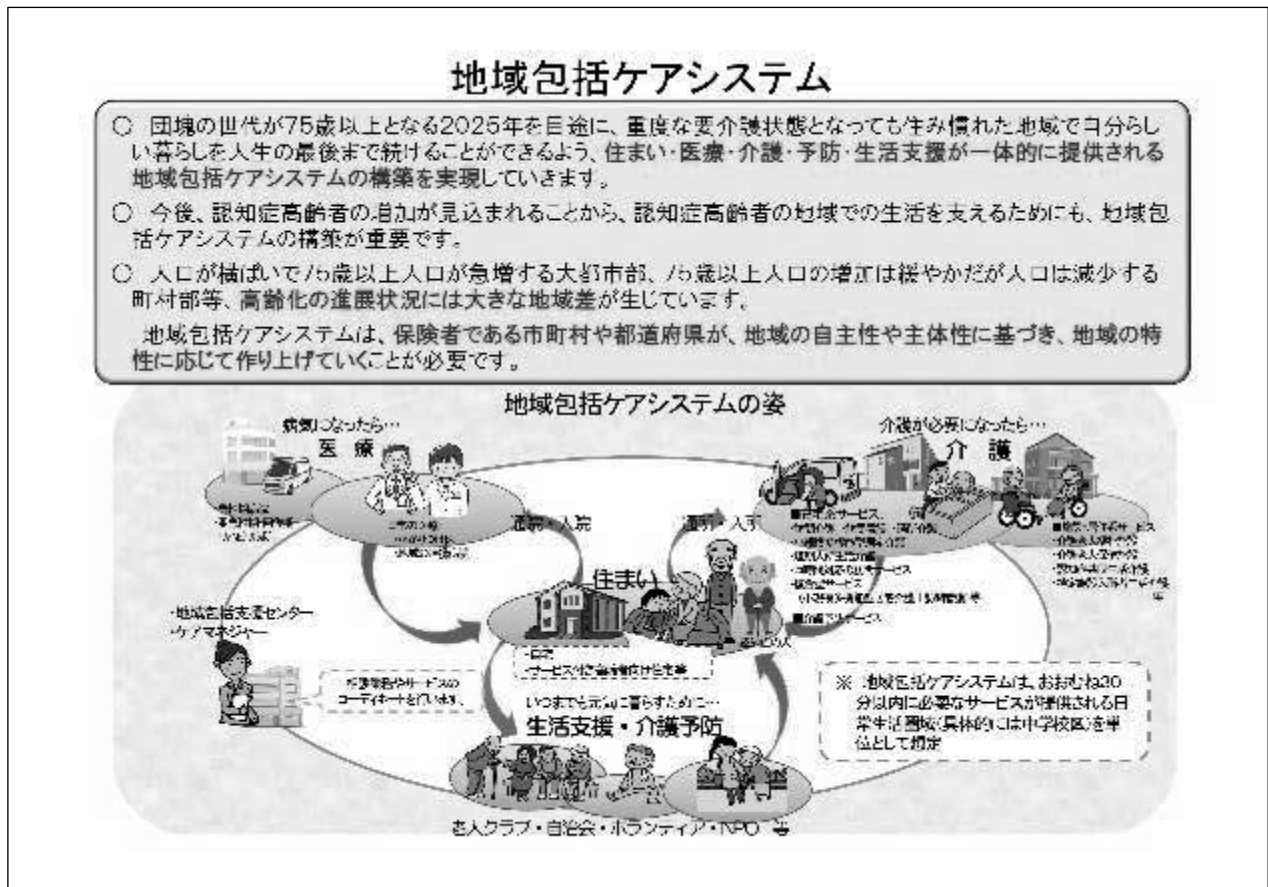
(3) 高齢者福祉・介護保険制度の動き

日本の高齢化は今後さらに進行し、医療や介護の需要も増大すると見込まれています。

こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるように、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められており、国においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え推進を図ってきました。

本町では、伯耆町、日吉津村とで介護保険に関する広域連合を構成しており、「第9期南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画」においては、「高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくり」を基本目標とし、地域福祉について地域住民の理解を深め、自主的な健康づくりや地域の見守り等を促進する「地域包括ケアシステムの深化」「介護予防と健康づくりの推進」「認知症施策の推進」「個人の尊厳の保持」を基本方針として定め、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいつくりを含め、総合的な保健福祉の向上を図る施策を推進してきました。

令和9年度からスタートする「第10期介護保険事業計画」では、引き続き地域包括ケアシステムの深化・充実に取り組むほか、令和7年度に策定した「南部町高齢者福祉計画」では「高齢者がいきいきと活躍し、健康で安心して暮らせるまち」を基本理念として見守り・支え合い体制づくりの推進に取り組んでいきます。



出典：平成28年3月「地域包括ケア研究会報告書」

(4) 障がい者支援制度の動き

令和4年12月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正法（令和4年法律第104号）では、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化などが示されています。

あわせて、令和4年12月には「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正法の公布（令和6年4月全面施行）や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律」の施行（令和6年4月施行）など、障がいのある方の就労支援に関する事項が強化拡充されました。

本町では、令和6年3月に制定した「第7期南部町障がい者プラン」において、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行、障がい児支援の提供体制の整備等を目標として様々な障がい者支援施策に取り組んでいます。

(5) 子育て支援制度の動き

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」においては、「³こどもの最善の利益」が実現される社会の構築に向け、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大と確保」、「地域のこども・子育て支援の充実」に向けた取り組みが推進されています。

令和5年4月に「こども家庭庁」の創立と「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が示されるなど、こどもに関する取組・政策を真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現をめざすこととされています。こどもたちが個々の家庭環境や経済的状況にとらわれることなく、夢や希望を持って成長できるよう、こどもの貧困解消に向けて、様々な対策も求められています。

令和7年3月に南部町子ども・子育て支援事業計画」と「南部町こどもの貧困対策推進計画」等を一体のものとして「南部町こども計画」を策定しました。こどもまんなか南部町 心豊かにふるさと愛すなんぶっ子を基本理念とし、「家庭の子育て」「地域の子育て」「子育て環境」を柱に、地域の宝であるこどもたちが自然豊かなこの町でのびのびと心豊かに育ち、ふるさとであるこの地を愛し、誇りを持てるよう、また、本町で生まれ育つ全てのこどもが健やかに成長する環境と、地域全体でこども・子育てを支える取り組みの充実に向けて、様々な施策に取り組んでいます。

妊娠・出産・子育ての不安や悩みに寄り添い、切れ目ない支援を行う総合相談窓口より充実した支援を目指して、令和7年4月1日から「南部町こども家庭センター」を設置し、こども本人や育児の困りごとなど様々な相談を受けながら、訪問などのきめ細かい支援を行っています。

³ 「こども」の表記について

こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、基本理念として、全てのこどもについて健やかな成長が図られる権利が等しく保障されることが定められており、18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートを途切れさせないように「こども」と平仮名表記をしていることを踏まえ、本計画においても「こども」表記を使用することとします。なお、法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合を除きます。

(6) 生活困窮者自立支援制度の動き

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを定めた「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）が、平成27年4月に施行されました。

直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援といった、これまで福祉分野で十分に行えていなかった支援を加え、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取り組みを推進することとしています。

本町では、平成27年度より社協に委託して「生活サポートセンターなんぶ」を設置し、生活面での課題を抱える方からの相談に対応すると共に、同センター及び福祉事務所を核に役場各課と連携し、南部町生活困窮者自立支援ネットワークを立ち上げ、関係機関相互の情報共有や連携により、複合的な課題を抱えている困窮者に対し、協働して早期の把握と働きかけにより、速やかな支援を実施する体制を整えています。

また、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日付け厚生労働省社会・援護局長通知）において、生活困窮者自立支援方策を地域福祉計画に盛り込む事項としています。

(7) 重層的支援体制整備事業の動き

重層的支援体制整備事業は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための事業で①包括的支援事業、②参加支援、③地域づくり支援、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働、⑥支援プランの作成と他の法律に基づく事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業です。（社会福祉法第106条の4）

本町では、令和7年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。これまで生活保護に至る前段の自立支援や複合的な生活課題へは生活困窮者自立支援事業を通じ取り組んできました。重層的支援体制整備事業は、複雑化・複合化した生活課題に対し福祉、保健、子育て、教育、住宅など関係機関が連携しそれぞれの事業を通じて横断的に関わり課題を解決していくものです。しかし、複雑化・複合化した生活課題を抱える方だけを対象としているのではなく、すべての地域住民や地域の様々な人・団体・機関が「我が事」として誰もが役割をもち活躍できる地域共生社会の実現を求めており、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられることを目指しています。

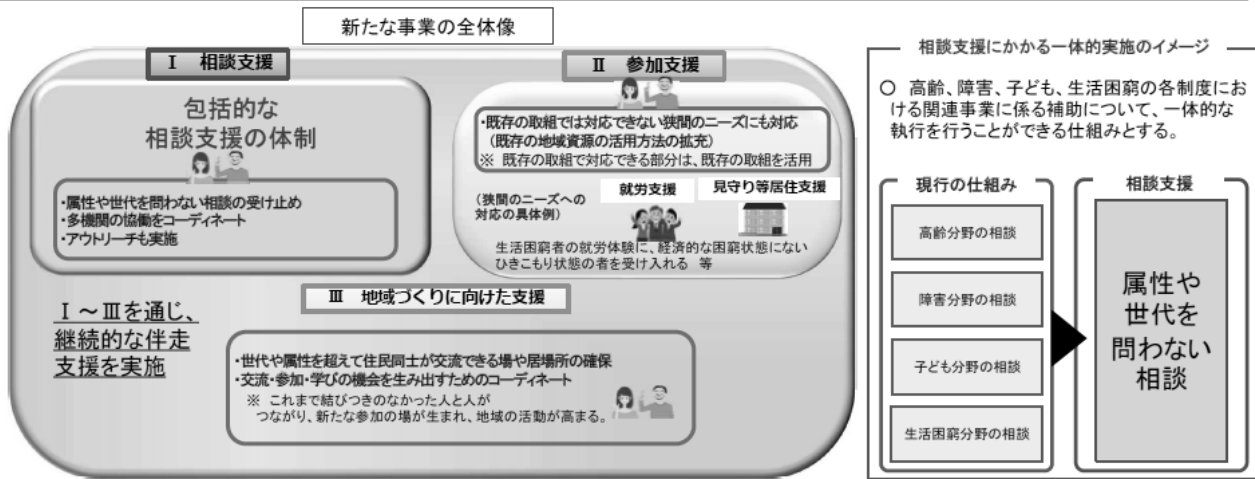
家族や地域、友人など他者との接触が客観的に乏しい状態の社会的孤立の状態だけでなく、福祉サービスなどを利用したことで、地域とのこれまでのつながりが途切れることとならないように関係する機関が重層的に関わる必要があります。すべての方に対して地域社会からの排除を防ぎ、地域とのつながりを保つことも重層的支援体制整備事業の役割です。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。**
 - 事業実施の際には、I～IIIの支援は全て必須 — **新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付する。**

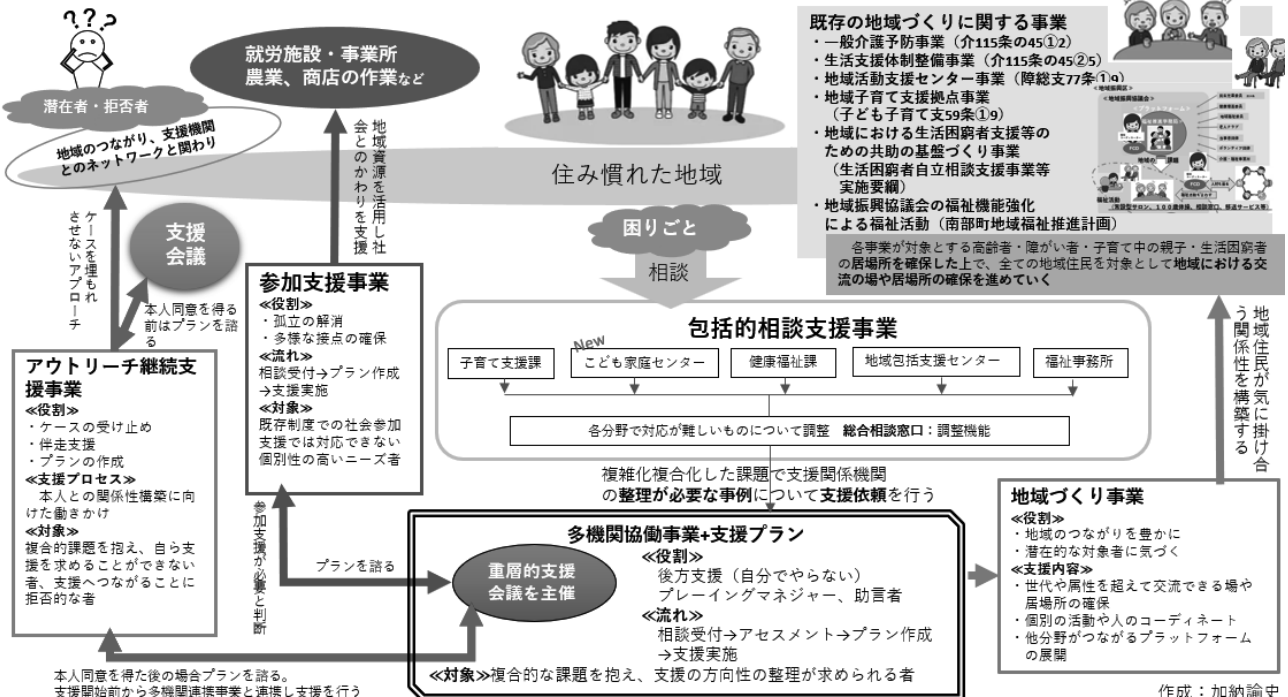


(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要/厚生労働省)

重層的支援体制整備事業 ～孤立の解消へ向けて 包括的支援を実現する手段～

- 【目標】 孤立の解消に向け自律的な生活 物理的な自立と社会的なつながりに向けた支援（参加支援/地域づくり）
- 【ケースの受け止め】 ケースを埋もれさせないアプローチ（アウトリーチ/参加支援）
- 【アセスメント】 個人から世帯へ、現在だけでなく過去へさかのぼったアセスメント（アセスメント）
- 【支援調整】 庁内間の連携、外部の支援機関や地域との調整（多機関協働）
- 【伴走支援】 信頼関係を築き粘り強く寄り添う（伴走支援）

© イラスト協議会プラス



(8) 自死対策の動き

日本の自死者数は平成10年以降、3万人を超える状況が続いていましたが、平成18年に「自殺対策基本法」の制定に伴い、それまで「個人の問題」とされていた自死が「社会の問題」として広く認識されたことにより、平成21年から令和元年にかけて減少しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で令和2年に11年ぶりに前年を上回り、自死者数は現在増加傾向にあります。国においては、平成29年に「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、令和4年10月には新たな自殺総合対策大綱が策定され、総合的な自殺対策の更なる推進、強化を掲げています。

本町では、平成31年3月に策定しました南部町自死対策計画を、社会情勢が大きく変化した中で今一度現状を把握し、対策を推進するために、令和5年に自死計画の見直しを行い、施策の積極的な推進に取り組んでいます。

(9) 成年後見制度の動き

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を保護し、支援するため、不動産や預貯金などの財産の管理や、身のまわりの世話のための介護サービスの契約などを、本人の利益を考えながら、代理して法律行為などをする制度です。

近年は、本人の意思を尊重し、必要な支援を柔軟に提供できるよう制度の見直しが進められています。令和7年には、法制審議会民法部会が制度の中間試案を公表し、終身利用を前提とした現行

制度の見直し、支援の目的や期間に応じた利用を可能とする方向性が示されています。また、後見人の交代・解任要件の見直し、後見人報酬算定ルールの明確化(令和7年4月から運用開始)など、制度の透明性と利用者本位の運用に向けた改革が進められています。加えて、成年後見制度利用促進法(平成28年法律第29号)に基づき、市町村における中核機関の設置や、地域連携ネットワークの構築が進められており、支援体制の強化が図られています。

(10) SDGsの推進

SDGs(持続可能な開発目標=Sustainable Development Goals)は、2015年の国連総会で採択された、“持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現”のための国際目標です。SDGsは、「地球上の誰一人取り残さない」を基本理念に、2030年までにすべての国で官・民が一致団結して17の目標を達成するとされています。

行政と町民、地域の各種団体の協働によって一人ひとりの健康と福祉を向上させて地域共生社会の実現を目指す本計画も、SDGsが目指す社会の実現に大きく貢献するものといえます。本計画と特に関係が強いと考えられる目標は以下の9つで、本計画の取り組みを通じて持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指します。



出典：外務省「JAPAN SDGs Action Platform」

第2章 計画の概要

1 法令上の位置付け

(1) 地域福祉の推進

社会福祉法（以下「法」という。）は、一部が改正され令和2年6月に公布、令和3年4月に施行されました。法第4条第1項の「地域福祉の推進」では、地域住民が相互に人格と個性を尊重しながら、参加し共生する地域社会の実現を目指して行わなければならないとする「共生する地域社会の実現」を定めています。主な改正点として、子ども、高齢者、障がい者という対象ごとの縦割りをなくし、8050問題や生活困窮、ダブルケアなどの複合的な課題に寄り添い包括的に支援しようとすることを目的としています。

福祉制度は、これまで分野ごとに専門的な支援を充実させてきましたが、分野ごとで縦割りだったため相談に困ることもありました。そこで、どんな相談でもワンストップで受ける「断らない」窓口の設置や、継続して寄り添う伴走支援などの包括的な支援体制の構築を目指しています。

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしく日常生活を送れるよう、地域住民、事業者、各機関など、あらゆる人、団体が協力し「つながり合い」・「支え合う」ことです。これまで、「福祉は一部の困っている人を助け、支えること」と考えられてきましたが、少子高齢化や核家族化の進展により生活形態が多様化する中、誰もが「支える側」や「支えてもらう側」のどちらにもなり得る時代となっています。

改正された社会福祉法では、地域福祉の推進に向けた具体的な取り組みを進めています。暮らしを支える福祉のあり方が、よりきめ細かく充実したものになることが期待されています。

(2) 地域福祉計画

法において、地域福祉については計画的な推進が求められており、法第107条では、市町村に対して次の5項目を盛り込んだ「地域福祉計画」の策定が規定されています（努力義務）。

さらに計画を策定する際は、住民の参加・参画を進めて「地域住民等の意見を反映」すること（第2項）や、策定した計画を定期的に調査・分析・評価しながら、必要に応じて見直していくこと（第3項）が求められています。

上記の計画に盛り込むべき5つの項目のうち、特に「地域福祉に関する活動への住民の参加促進に関する事項」、「包括的な支援体制の整備に関する事項」は、本計画改定において最も重視する部分といえ、住民の地域福祉活動への参加を促進し、行政と住民と事業者が地域福祉促進に向け協働し、共生社会の実現を目指していきます。

(3) 重層的支援事業実施計画

法の改正により令和3年4月により重層的支援体制整備事業が始まりました。これは、少子高齢化、人口減少、未婚・晩婚化等により、家族やコミュニティ機能が変化する中で、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。この事業を適切かつ効果的に実施するため事業の提供体制、実施内容等を定めるものです。（法第106条の5第1項）

（４）地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力・連携して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画として、具体的な取り組みが明示されたもので、福祉活動を行う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取り組みについて体系化した、民間活動の自主的な行動計画として策定します。

地域福祉計画との整合性を図りながら、法第109条で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって策定します。

また、地域住民や福祉活動の担い手の個別的な状況にも配慮するとともに、制度的に未着手の分野にも先駆的・開拓的に事業展開し、住民の主体的な福祉活動やコミュニティづくり活動の推進、そのための人材育成などが特徴となっています。

（５）成年後見制度利用促進基本計画

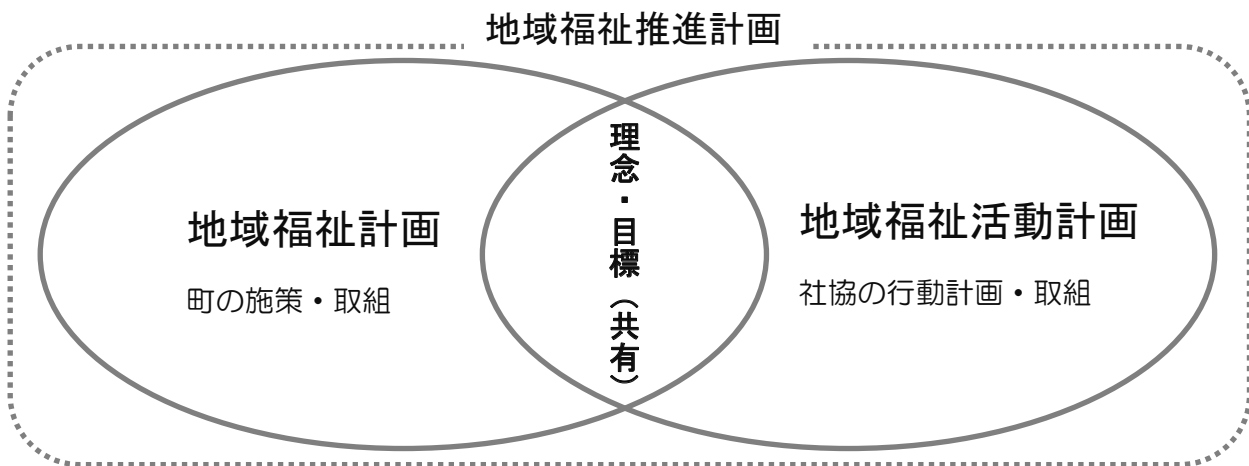
平成28年に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、令和4年3月25日に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（対象期間：令和4年度～令和8年度）が閣議決定されました。本計画では、市町村による地域計画の策定支援、中核機関の整備、意思決定支援の普及、相談体制の強化などを進めています。関係機関と連携し、制度の周知や相談体制の整備を進め、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組むこととされています。

2 計画の策定に関して

(1) 一体的な策定

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、共に地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体等と行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要不可欠となっています。

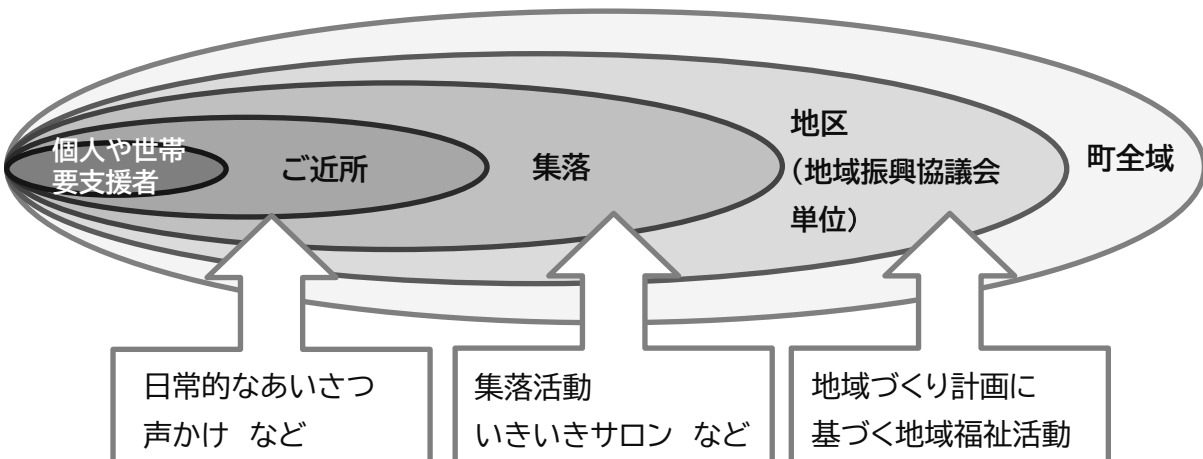
本町及び社協では、両計画の策定過程の共通化と取り組みの協働を図り、あらためて本町の地域福祉の方向性と相互の役割等を確認し、一体的に策定します。



(2) 計画における圏域のとらえ方

地域福祉の施策や取り組みを展開する「圏域」の範囲は、取り組みや地域により様々な形態が考えられますが、本計画における「圏域」の範囲は、住民の生活に最も身近な範囲と言える「集落」、またこれらが集まった「地区（地域振興協議会単位）」など、実施する活動内容などにより、柔軟な考え方が必要となります。

本計画では、地域の課題への取り組みについて、その内容や地域の実情に合わせ、最も効果的な範囲において柔軟に取り組んでいくこととしています。

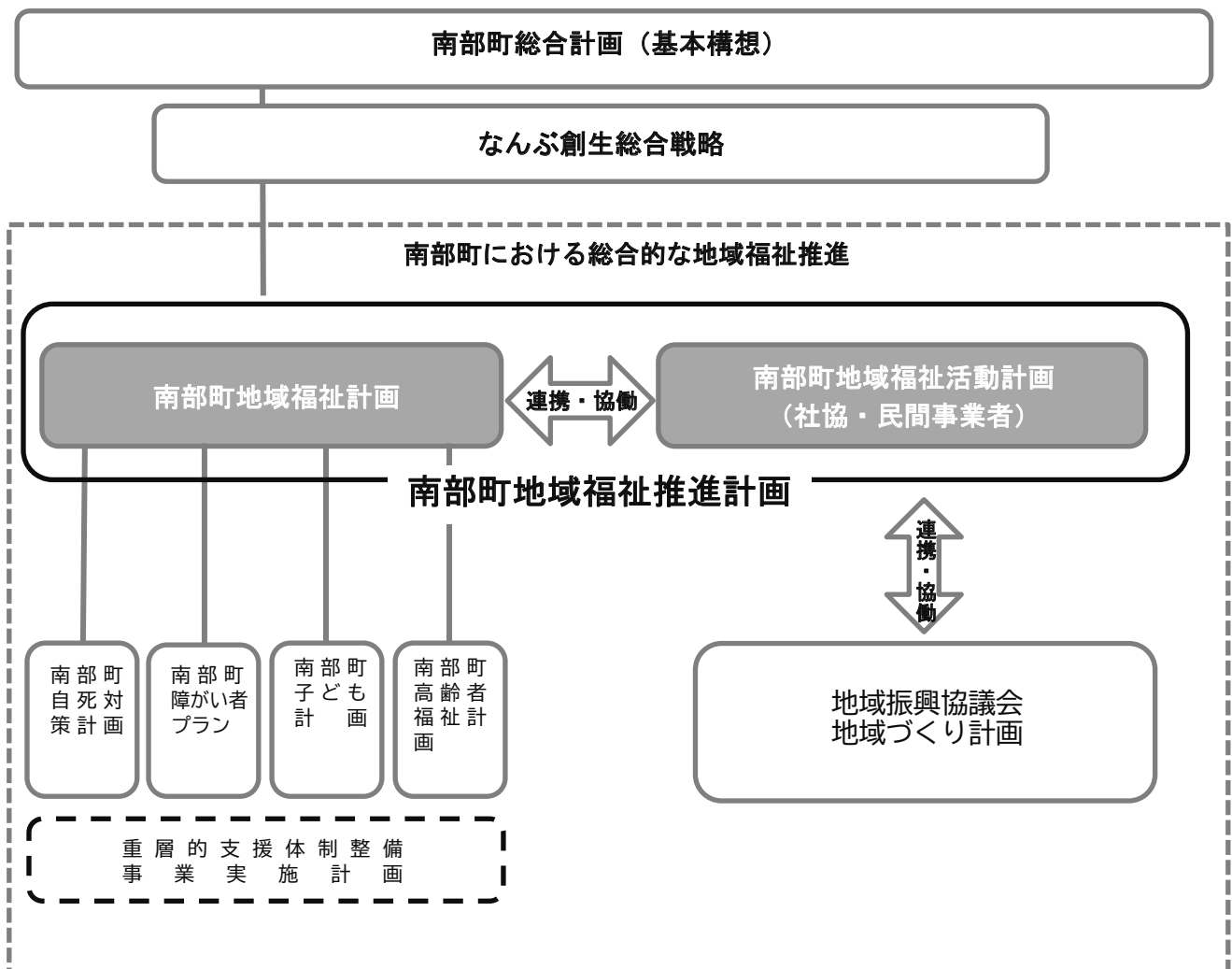


3 町の各種計画における地域福祉計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、「南部町第2次総合計画」を補完・具体化するものであるとともに、「高齢者福祉計画」「障がい者プラン」「子ども計画」「自死対策計画」などの各個別計画の上位計画として、保健福祉行政の基本理念や基本方針を示すことが求められています。また、個別計画や分野別施策に共通する事項を定めて、総合的な保健福祉サービスを効果的・効率的に提供することを目指していきます。

さらに、地域振興協議会単位で策定される「地域づくり計画」とも連携し、官民協働による地域福祉の推進を目指していきます。



(2) 計画の期間

本計画は、介護保険事業計画などの他の福祉関係の行政計画の計画期間等を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画として策定します。

また、進捗状況や地域福祉をめぐる社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

【各計画等の期間】

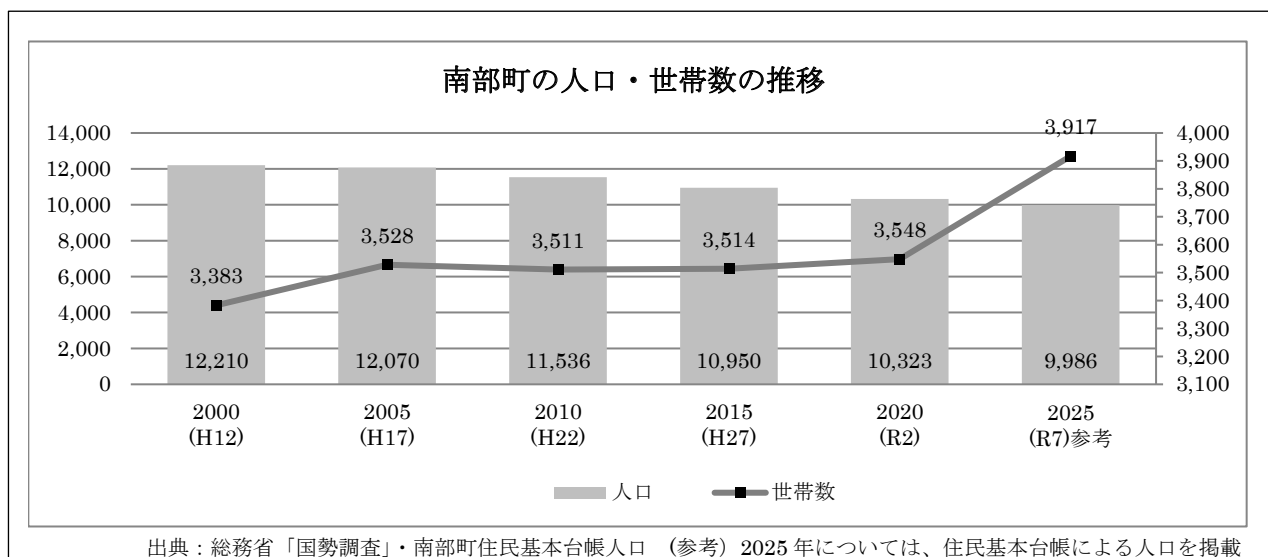
計画名	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度
南部町第2次 総合計画	南部町第2次総合計画(基本構想) 令和元～10年度				改定 予定	
南部町地域福祉 推進計画	計画 令和3～7 年度	第2期南部町地域福祉計画 令和8～12年度				
南部町高齢者福祉計画	計画 令和7～8年度		第2期計画 令和9～11年度		改定 予定	
南部町障がい者プラン	第7期計画 令和6～8年度		第8期計画計画 令和9～11年度		改定 予定	
南部町子ども計画	第3期事業計画 令和7年～11年度				改定 予定	
南部町自死対策計画	計画推進期間 平成30～令和9年度			改定 予定		

第3章 南部町を取り巻く現状

1 人口・世帯及び地域の現状

(1) 総人口及び地域別人口

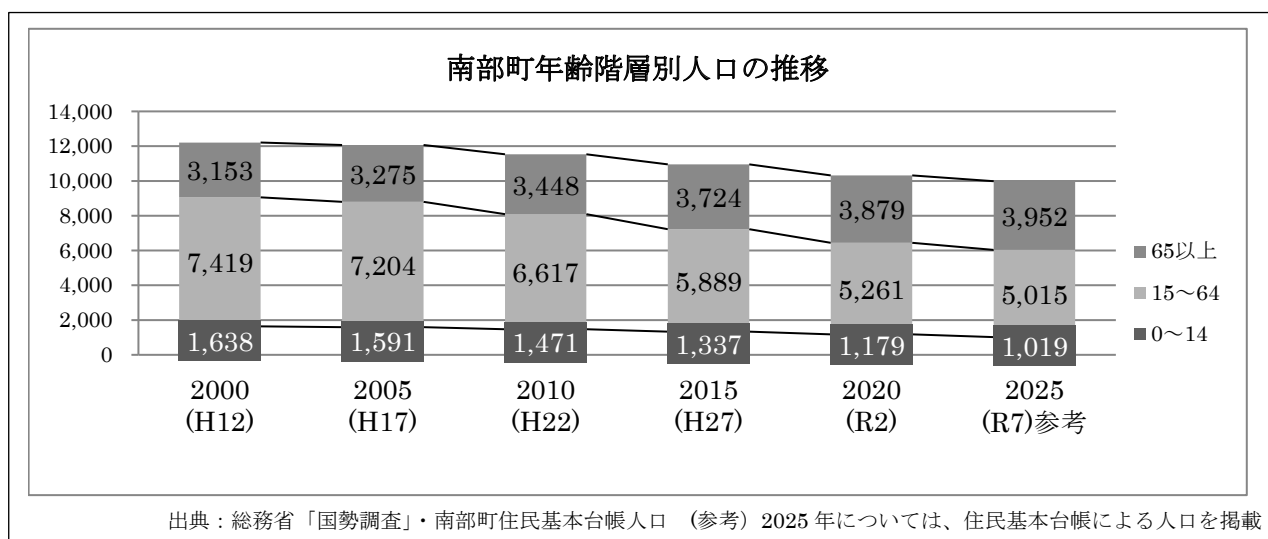
本町の人口は、平成7年（1995年）から減少を続けており、令和7年（2025年）現在で9,986人まで減少しています。一方、世帯数は平成27年（2015年）まで横ばい傾向にあり、令和7年（2025年）は増加となっています。



(2) 年齢階層別人口

年齢階層別人口を見ると、総人口は減少しているのに対し、65歳以上の人口は増加傾向にあります。また、総人口に占める生産年齢人口（15歳から64歳）の割合が減少していることが見て取れます。

※なお、2020年の年齢階層別人口について、年齢不詳の方が4名おられるために、上段のグラフの合計値と差異があります。



4 2025年の数値は南部町住民基本台帳人口を複合して算出したもの。

(3) 地域振興区⁵別にみた人口・世帯の推移

(上段：人口、下段：世帯数)

平成22年(2010年)から10年間で町全体の人口が10.5ポイント減少したのに対し、世帯数は1.1ポイント増加しています。しかし、地区別に見ると、人口は、すべての地区で減少しています。令和7年(2025年)の住民基本台帳によると、世帯数については、東西町地区、天津地区、大国地区、法勝寺地区、手間地区では、増加がみられます。

地区区分	年別			
	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7) 参考
南部町 (全体)	11,536	10,950	10,323	9,986
	3,511	3,514	3,548	3,917
東西町	1,204	1,139	1,115	1,099
	442	434	439	494
天津	2,017	1,995	1,944	1,842
	541	586	650	692
大国	1,576	1,514	1,426	1,365
	435	442	444	495
法勝寺	2,126	2,004	1,895	1,826
	675	659	649	797
上長田 東長田	810	739	637	602
	265	254	236	241
手間	2,612	2,417	2,290	2,280
	815	812	805	864
賀野	1,191	1,142	1,016	972
	338	327	325	334

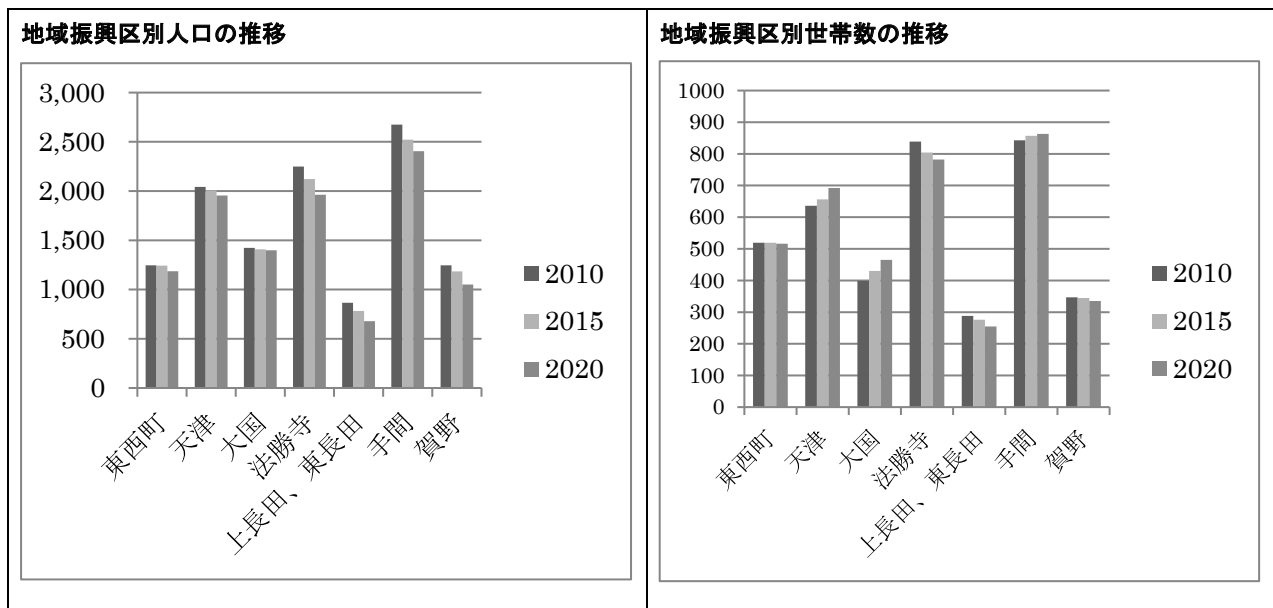
2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7) 参考	増減
100	94.9	89.5	86.6	△1,550
100	100.1	101.1	111.6	406
100	94.6	91.9	91.3	△105
100	98.2	99.3	111.8	52
100	98.9	96.4	91.3	△175
100	108.3	120.1	127.9	151
100	96.1	90.5	86.6	△211
100	101.6	102.1	113.7	60
100	94.2	89.1	85.6	△300
100	97.6	96.1	118.1	122
100	91.2	78.6	74.3	△208
100	95.8	89.1	90.9	△24
100	92.5	87.7	87.3	△332
100	99.6	98.7	106.0	49
100	95.6	85.3	88.8	△219
100	96.7	96.2	98.8	△4

出典：総務省「国勢調査」・南部町住民基本台帳人口（参考）2025年については、住民基本台帳による人口を掲載

※ 右側の比率は、2010年(平成22年)を100とした比較(対比%表示、増減は実数)

※ 増減は、2010年(平成22年)と2025年(令和7年)を比較したもの

⁵ 「南部町地域振興区の区域を定める規則」(平成19年規則第7号)で定められている区域。



(4) 地域振興区別にみた人口階層

高齢化率（65歳以上人口割合）を地域別に見ると、上長田、東長田地区が54.0%と最も高く、最も低い大国地区の33.5%に対して20.5%の差があります。

年別・年齢区分 地域振興区別	2010 (H22)			2015 (H27)			2020 (R2)			2025 (R7)参考		
	0~14	15~64	65以上	0~14	15~64	65以上	0~14	15~64	65以上	0~14	15~64	65以上
南部町	1,476 12.6%	6,789 57.8%	3,481 29.6%	1,358 12.1%	6,143 54.5%	3,766 33.4%	1,171 11.0%	5,497 51.7%	1,898 37.3%	1,009 10.3%	4,947 50.6%	3,825 39.1%
東西町	139 11.2%	761 61.1%	345 27.7%	142 11.4%	711 57.2%	389 31.3%	121 10.2%	609 51.4%	455 38.4%	90 8.6%	515 49.0%	446 42.4%
天津	284 13.9%	1,232 60.3%	526 25.8%	244 12.2%	1,165 58.1%	597 29.8%	225 11.5%	1,087 55.6%	643 32.9%	200 11.0%	998 55.0%	618 34.0%
大国	191 13.4%	828 58.2%	404 28.4%	193 13.7%	774 55.0%	441 31.3%	176 12.6%	759 54.3%	463 33.1%	160 11.8%	743 54.7%	455 33.5%
法勝寺	288 12.8%	1,220 54.2%	741 32.9%	256 12.1%	1,090 51.4%	776 36.6%	195 9.9%	964 49.1%	803 40.9%	176 10.3%	850 49.5%	691 40.2%
上長田 ・東長田	70 8.1%	464 53.6%	332 38.3%	54 6.9%	388 49.6%	341 43.6%	40 5.9%	307 45.3%	331 48.8%	31 5.2%	242 40.7%	321 54.0%
手間	380 14.2%	1,601 59.9%	694 25.9%	347 13.8%	1,385 54.9%	790 31.3%	302 12.6%	1,267 52.7%	835 34.7%	255 11.2%	1,178 51.7%	845 37.1%
賀野	124 10.0%	683 54.8%	439 35.2%	122 10.3%	630 53.2%	432 36.5%	112 10.7%	504 48.0%	435 41.4%	97 10.0%	421 43.5%	449 46.4%

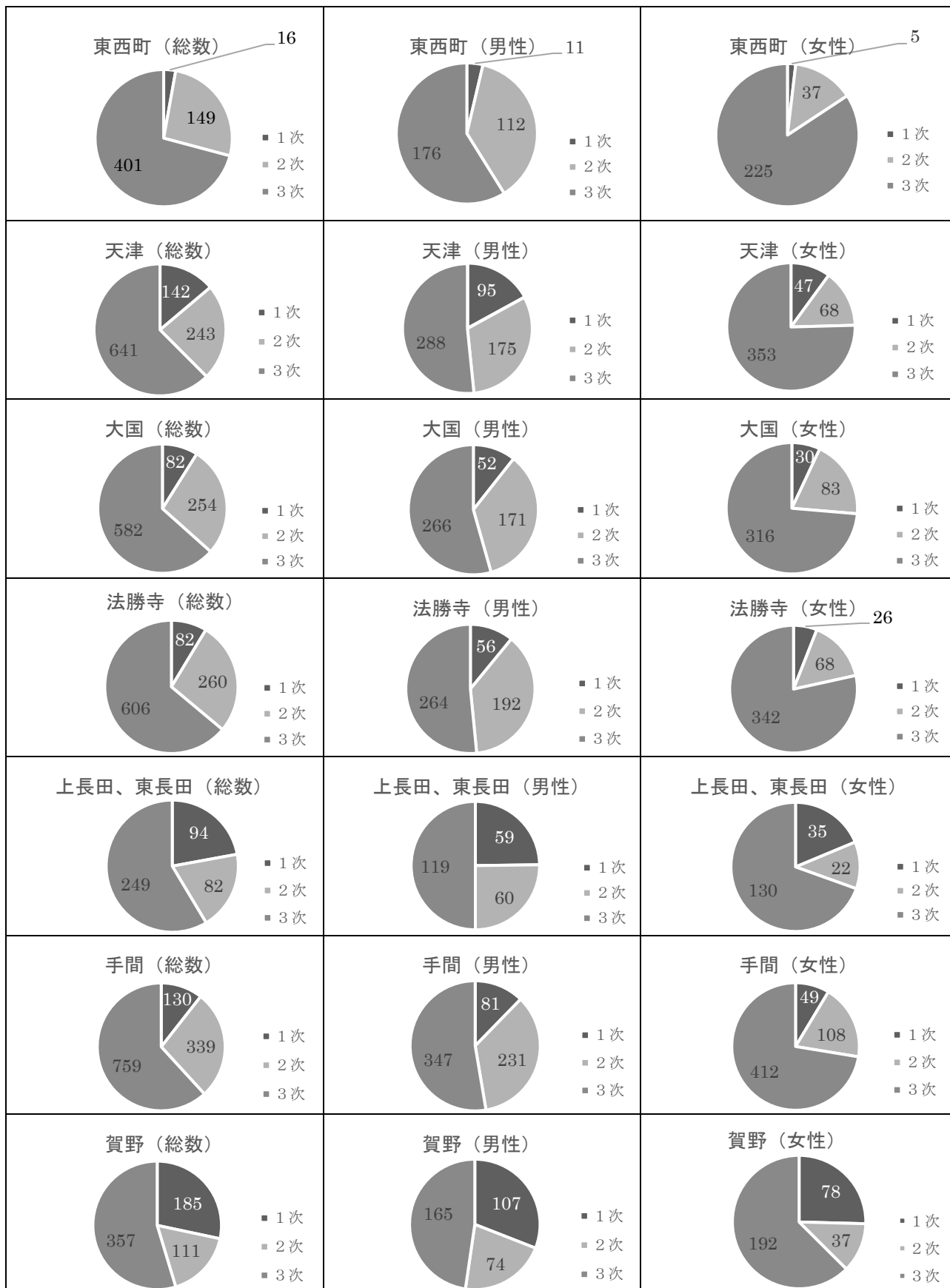
上段：人口

下段：構成比率

(各年9月末：住民基本台帳数値)

(6) 地域振興区別にみた就業構造

産業別就業構造（1次：農林水産、2次：鉱業、採石業、建設業等、3次：サービス等）



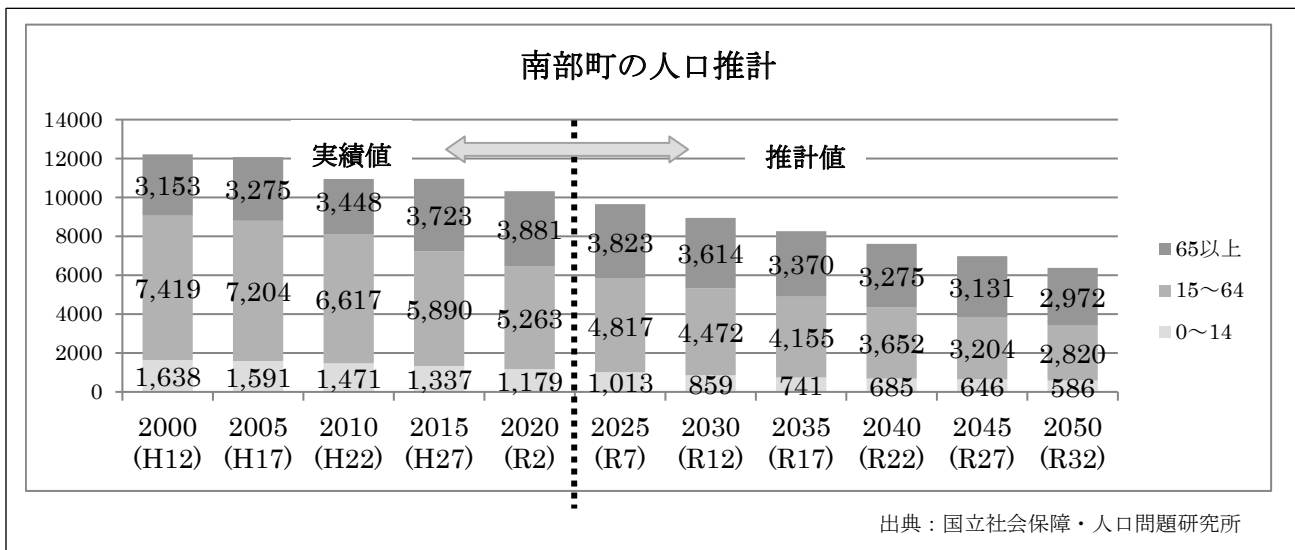
出典：総務省「2020年国勢調査」

(7) 南部町人口の将来推計

本町の人口は、令和2年（2020年）において10,323人（国勢調査確定値）で、平成12年（2000年）より1,887人減少しています。

年齢階層別にみると、14歳以下の年少人口は平成12年では1,638人となっていますが、令和2年では、1,179人となっています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口も平成12年の7,419人から2020年では5,263人と減少しており、年少人口、生産年齢人口ともに今後も減少していくことが想定されます。

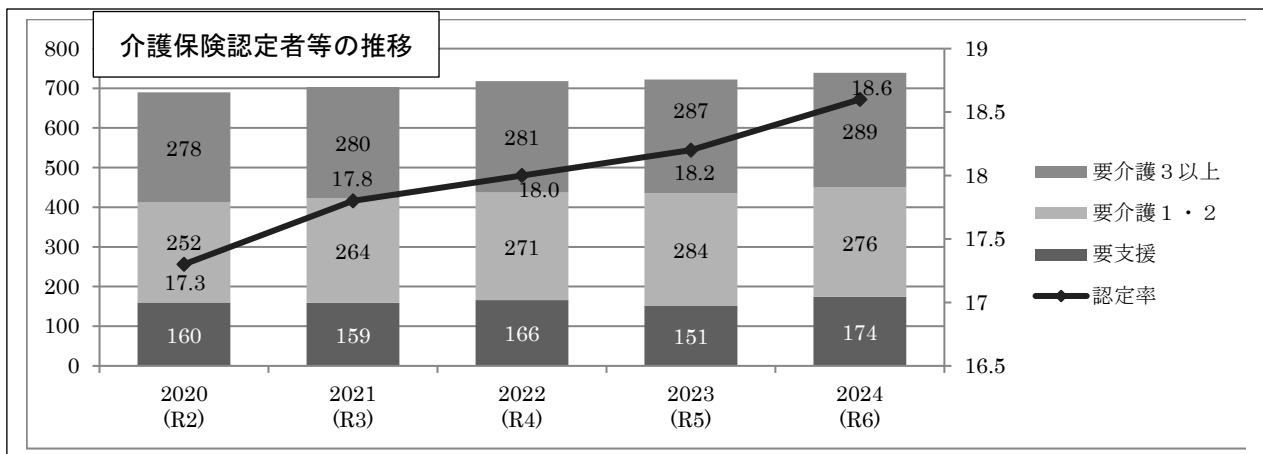
一方、高齢者人口は、平成12年が3,153人、令和2年で3,881人と増えていますが、令和2年（2020年）を頭打ちに減少傾向にあると推計されています。しかしながら、年少人口、生産年齢人口の大幅な減少により町の高齢化率は増加を続けていくものと想定されます。



令和2年以降は、「国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」」に基づく推計値

(8) 要介護（要支援）認定者数

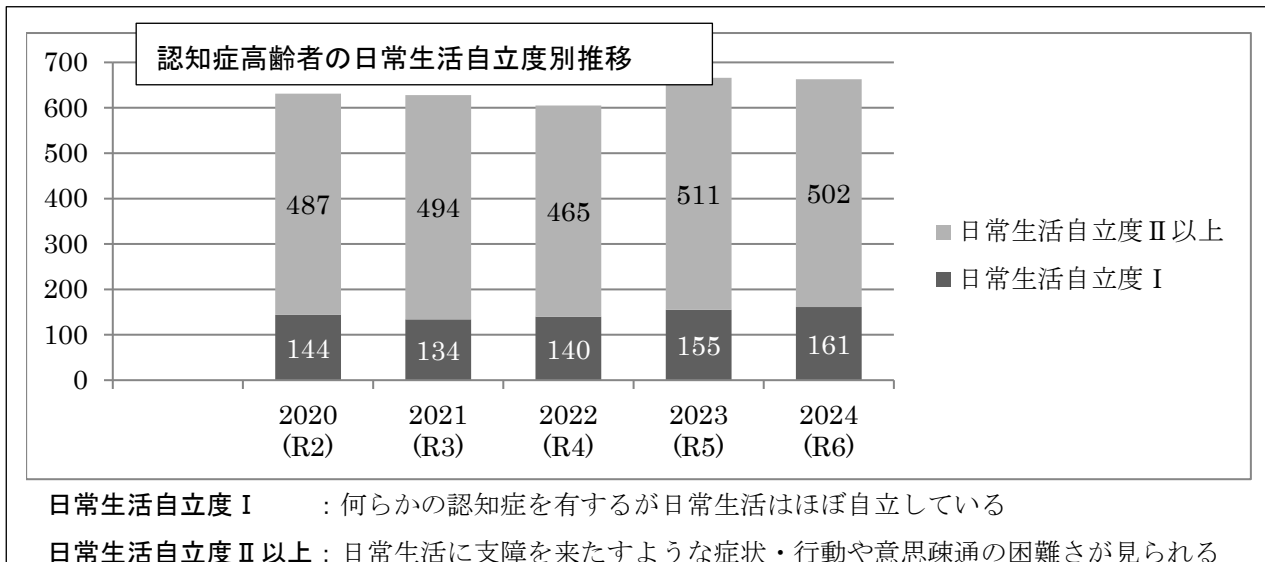
要支援1・2は令和2年（2020年）度の160人が、令和6年（2024年）度では、174名と増加しています。



出所：南部箕蚊屋広域連合

(9) 認知機能が低下した人の状況

日常生活自立度別にみると、令和2年（2020年）度は、日常生活自立度Ⅰが144人、日常生活自立度Ⅱ以上が487人、令和6年（2024年）度は日常生活自立度Ⅰが161人、日常生活自立度Ⅱ以上が502人となっており、認知機能が低下した人は増加しています。



出所：南部箕蚊屋広域連合

(10) 障がい者数

① 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）

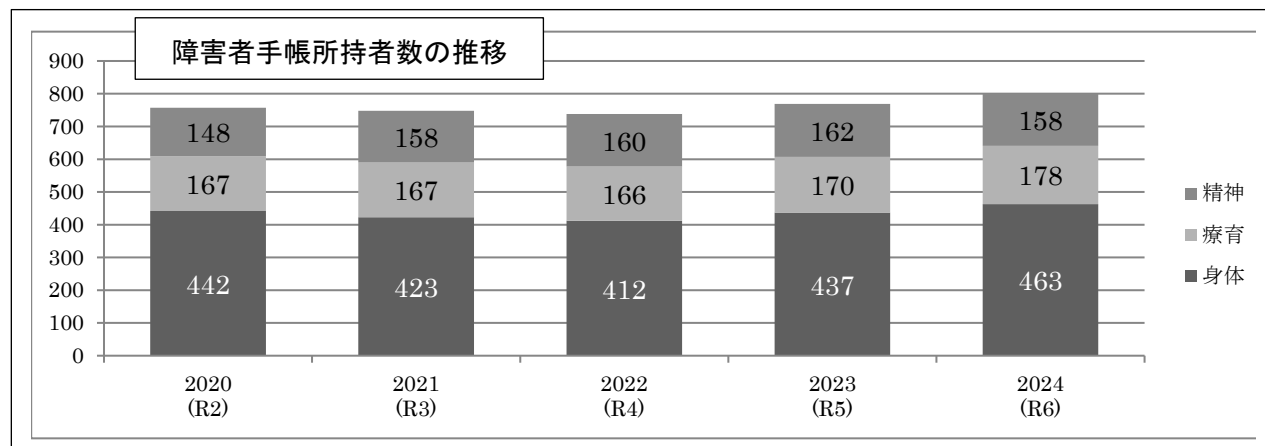
本町における身体障がい者数は、令和2年（2020年）度で442人、令和6年（2024年）度で463人となり令和4年度まで減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあります。

② 知的障がい者（療育手帳所持者）

本町における知的障がい者数は、令和2年度で167人、令和6年度で178人となり増加傾向にあります。

③ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）

本町における精神障がい者数は、令和2年度で148人、令和6年度で158人となり増加傾向にあります。



出所：南部町福祉事務所

(11) 出生者数

① 出生者数

年度 項目	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
出生数	49	49	43	43	38

出所：南部町健康対策課

② 合計特殊出生率の推移

年度 種別	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
国	1.36	1.34	1.30	1.26	1.20
鳥取県	1.63	1.52	1.51	1.60	1.44
南部町	1.33	1.25	1.33	1.40	1.25

出典：鳥取県人口動態統計

(12) 児童施設等の利用状況

① 保育園利用児童の推移

年度 園別	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
さくら保育園	58	62	62	59	57	56
つくし保育園	84	88	91	85	83	73
ひまわり保育園	57	56	50	48	41	37
すみれこども園	106	99	89	97	99	94

※すみれこども園は、平成27年から（それ以前はすみれ保育園） 出所：南部町子育て支援課

② 放課後児童クラブ利用状況

年別・種別 クラブ別	2019 (R1)		2020 (R2)		2021 (R3)		2022 (R4)		2023 (R5)		2024 (R6)	
	通年	長休	通年	長休	通年	長休	通年	長休	通年	長休	通年	長休
ひまわり学級 プラザ	37	12	30	11	30	7	34	8	39	8	43	4
児童館	16	23	16	19	24	16	26	15	28	16	19	13
あいみ児童クラブ	42	16	30	17	21	21	22	17	22	17	14	11
東西町児童クラブ	8	8	8	10	5	9	4	7	-	-	-	-

出所：南部町子育て支援課

※ 通年…年間をとおしての利用者

長休…春休み、夏休み、冬休みの長期学校休校期間の利用者

※ ひまわり学級は、令和元年度からプラザ西伯及び児童館（愛称カラフル）。

※ 東西町児童クラブは、令和5年度から廃止。

2 南部町の地域福祉にかかわる活動状況

1 各種団体の状況

(1) 老人クラブの状況

単位クラブ数及び会員数も減少傾向にあります。

4月1日現在

年度・区分 地区別等	2020 (R2)		2021 (R3)		2022 (R4)		2023 (R5)		2024 (R6)	
	クラブ	人数	クラブ	人数	クラブ	人数	クラブ	人数	クラブ	人数
南部町全体	15	708	13	679	14	678	14	689	12	579
東西町	2	106	2	101	2	96	2	95	2	98
天津	2	117	2	115	2	111	2	111	2	91
大国	2	74	1	69	1	64	1	58	1	49
法勝寺	1	46	1	41	1	37	1	35	1	33
上長田、東長田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
手間	5	271	5	273	5	272	5	291	4	234
賀野	3	94	2	80	3	98	3	99	2	74

(2) 手をつなぐ育成会の状況

会員数は会員の入れ替わりがなく、減少傾向にあります。

年度 項目	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
会員数	16	15	15	13	13

(3) 身体障害者福祉協会の状況

会員数は減少傾向にあります。

年度 項目	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
会員数	34	34	27	26	23

(4) 南部町内の医療・福祉・介護・相談等の施設、事業所及び地区の活動拠点の状況

区分		施設数	名称等		
医療施設	病院	1	南部町国民健康保険西伯病院（歯科併設）		
	診療所	4	法勝寺内科クリニック、ひろかね内科医院、瀧医院、さいはく眼科クリニック		
	（うち往診可能な診療所）	2	法勝寺内科クリニック、瀧医院		
	歯科医院	1	入沢歯科医院		
保健福祉相談窓口		1	健康管理センターすこやか		
高齢者福祉施設・サービス	高齢者支援相談窓口	1	南部地域包括支援センター（健康管理センターすこやか内）		
	介護サービス	介護老人福祉施設	1	特別養護老人ホームゆうらく	
		介護老人保健施設	0		
		介護医療院	1	南部町国民健康保険西伯病院（介護医療院さくら）	
		居宅サービス	居宅介護支援事業所	1	南部居宅介護支援事業所
			短期入所生活介護	1	特別養護老人ホームゆうらく
			短期入所療養介護	1	南部町国民健康保険西伯病院
			訪問介護	1	サポートセンターなごみ
			訪問入浴介護	0	
			訪問看護	1	南部町国民健康保険西伯病院（南部町訪問看護ステーション）
			訪問リハビリテーション	1	南部町国民健康保険西伯病院
	地域密着型サービス	通所介護（デイサービス）	2	西伯デイサービスしあわせ・法勝寺ケアプラザデイサービス	
		通所リハビリテーション	1	南部町国民健康保険西伯病院	
		通所介護	1	デイサービスセンターゆうらく	
		認知症対応型共同生活介護	1	グループホームおちあい	
	特定施設入居者生活介護	0			
	小規模特別養護老人ホーム	0			
	小規模多機能型居宅介護	0			
	通所介護（デイサービス）	0			
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	0			
有料老人ホーム	0				
障がい者自立支援サービス	相談支援事業所	2	JOCAサポート、相談支援事業所和		
	短期入所施設	4	特別養護老人ホームゆうらく、祥福園、あまつホーム、グループホームラシエル南部町		
	入所施設	1	祥福園		
	生活介護	5	えがお、祥福園、わかとり作業所、JOCA南部、西伯デイサービスセンターしあわせ		
	居宅介護（ホームヘルプ）事業所	1	サポートセンターなごみ		
	重度訪問介護	1	サポートセンターなごみ		
	放課後等デイサービス	1	J'sこどもLabo南部		
	共同生活介護事業所	8	ふるさとホーム（ふるさとホーム、でんえんホーム、わいんぼうホーム、たいようホーム、ほっしょうじさくらホーム）、あいみの家、J'sホーム南部（アイル）		
	共同生活介護事業所（日中サービス支援型）	2	あまつホーム（あまつたけのこホーム、あまつわかほホーム）、グループホームRASIEL南部町		
	就労継続支援（A型）事業所	2	JOCA南部、就労継続支援A型事業所アローズ		
就労継続支援（B型）事業所	4	わかとり作業所、わかとり（フラワー分場）、ノームの糸車、ルボゼ			
児童・母子福祉施設・サービス	保育所（認定こども園を含む）	6	つくし、すみれこども、さくら、ひまわり、さくらキッズ（事業所内保育）、南部町ベアーズ		
	地域子育て支援	1	子育て交流室あいあい		
	放課後児童クラブ	2	ひまわり学級、あいみ児童クラブ		
	児童館	2	法勝寺児童館、宮前児童館		
	母子生活支援施設	0			
地域福祉	認知症カフェ	2	米やカフェ、さくらカフェあいみ		
	地域共生拠点施設	1	いくらの郷		
	地域コミュニティホーム	1	東西町コミュニティホーム「西町の郷」		
	地域振興協議会活動拠点		在宅生活支援ハウス「つどい」、ふるさと交流センター、おおくに田園スクエア、キナルなんぶ、南さいはく交流拠点施設「かまくら山荘」、交流会館、えんがーの畜舎		

3 社会福祉協議会の活動状況

(1) 社会福祉協議会会員数等の推移

社協の一般会員数は、令和6年度において2,988世帯、加入率は76.5%となっており、近年は緩やかな減少で推移しています。

賛助会員数は減少、法人会員数は横ばいで推移しています。

【社会福祉協議会会員数等の推移】

年度		2020	2021	2022	2023	2024
区分		(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)
一般会員数(世帯)		3,028	3,045	3,044	3,004	2,988
	加入率(%)	77.5	78.0	78.0	76.9	76.5
賛助会員数		52	53	50	57	51
法人会員数		8	9	9	8	9

(2) 配食サービスの利用状況

配食サービスの利用状況について、回数はコロナ禍前の水準に戻りつつありますが、実対象者数は減少で推移しています。

対するボランティア数も、緩やかな減少で推移しています。

【配食サービスの利用状況】

年度		2020	2021	2022	2023	2024
回数等		(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)
回数	西伯	78	8	61	59	97
	会見	38	3			
実対象者数	西伯	80	66	52	52	70
	会見	28	20			
延べ食数	西伯	3,790	386	2,431	2,431	4,051
	会見	685	59			
実ボランティア数	西伯	104+2団体	98+1団体	74	—	—
	会見	65	60			
延ボランティア数	西伯	967	103	570	522	867
	会見	306	27			

※ 令和3年5月末まで西伯地区、会見地区別々で配食サービスを実施。令和3年6月から全町体制での実施となった

※ 令和3年～令和4年はコロナ禍のため休止期間あり

(3) いきいきサロン

いきいきサロンについては、実施数は年度により増減があるが、令和6年度では70サロンが開催されています。延利用者数は、年度により増減がありサロン参加者の高齢化にともない人数は減少傾向にあります。

【いきいきサロン数の推移】

年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
実施数等					
サロン数	70	71	68	70	70
延実施回数	498	435	480	588	545
延利用者数	5243	4339	4536	5647	5598

(4) あいのわ銀行

あいのわ銀行については、利用会員、協力会員とも減少傾向にあり令和6年度システム改修に伴い、会員の実態確認を実施した結果、利用会員についてすでに利用中止となっている方々が多く含まれていたため、大幅な減少となっています。

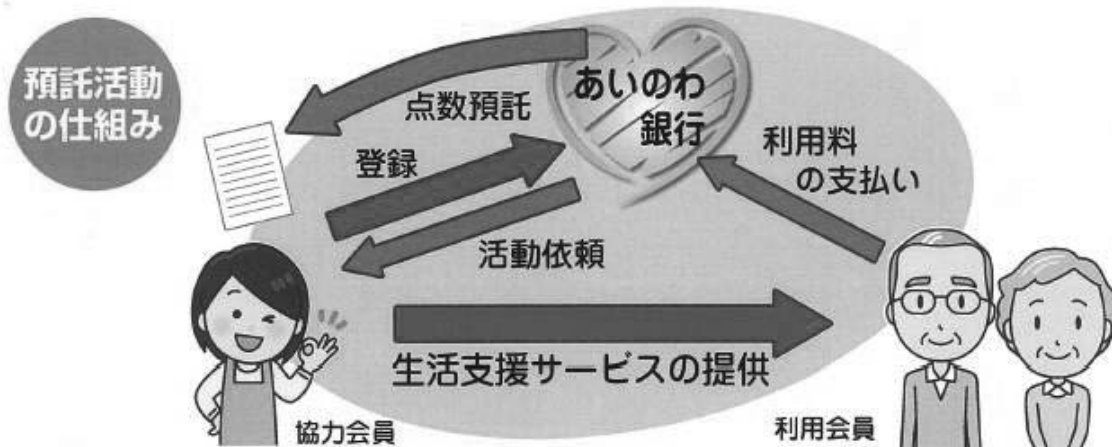
【登録会員数の推移】

年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
会員区分					
利用会員	104	111	95	119	49
協力会員	765	751	755	705	694
賛助会員	0	0	0	0	0

※あいのわ銀行とは、生活支援サービスやボランティア活動をした人の労力を点数化し年度ごとに協力会員の活動実績を管理し、その活動に応じた点数を清算する仕組み

預託活動について

※利用者1人对協力者1人の事務局がコーディネートした生活支援サービス



【活動実績の推移】

活動の内容は、買い物代行は減少し移送サービスは増加傾向にあります。

区分		2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
外出時の介助 (移送なし)	件数	1	0	0	0	0
	活動者	1	0	0	0	0
	利用者	1	0	0	0	0
外出時の介助 (移送あり)	件数	108	221	320	303	248
	活動者	7	12	13	13	12
	利用者	8	12	12	14	13
買物代行	件数	80	100	20	20	15
	活動者	7	8	2	1	1
	利用者	2	3	2	1	1
住居等の掃 除・整理	件数	0	0	1	45	38
	活動者	0	0	1	3	2
	利用者	0	0	1	1	1
食事のお世話	件数	0	0	0	0	0
	活動者	0	0	0	0	0
	利用者	0	0	0	0	0
服薬の確認	件数	0	0	0	0	0
	活動者	0	0	0	0	0
	利用者	0	0	0	0	0
身の回りの お世話	件数	0	0	0	0	0
	活動者	0	0	0	0	0
	利用者	0	0	0	0	0
相談・話し相手	件数	0	0	0	0	0
	活動者	0	0	0	0	0
	利用者	0	0	0	0	0
ゴミ出し	件数	40	131	119	49	48
	活動者	5	9	12	8	6
	利用者	2	5	8	6	3
配食サービス (記録活動)	件数	1,274	698	517	877	777
	活動者	168	165	75	71	67
いきいきサロン (記録活動)	件数	1,138	1,271	1,428	2,040	1,967
	活動者	281	250	211	229	267
託児サービス (記録活動)	件数	0	0	0	0	0
	活動者	0	0	0	0	0

(5) 生活相談支援事業

【生活相談支援事業】

生活相談支援事業については、毎年160件前後の相談件数で推移しており、各種支援事業については、コロナ禍後は、利用者が減少している現状となっています。

事業項目等	年度 2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
総合相談件数	109	173	157	161	158
福祉資金貸付事業	60	54	14	4	3
日常生活自立支援事業	10	7	8	10	12
生活困窮者自立支援事業	46	46	40	36	31

※ 緊急小口資金特例貸付（新型コロナウイルス関連）、総合支援資金特例貸付（新型コロナウイルス関連）は令和4年9月末で終了。

【生活困窮者自立相談支援事業の相談内容の推移】

令和2年度から令和4年度は特例貸付（新型コロナウイルス関連）申請時、自立支援相談が必須だったため、相談件数が増加し、近年来所時の相談内容は、①収入・生活費、②債務③病気や健康・障害、④税金や公共料金の支払い等の相談が多い傾向にあります。

区分	年度 2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
相談件数	46	46	40	36	31
病気や健康、障害	8	11	7	9	12
住まい	5	7	5	10	0
収入・生活費	34	39	25	27	22
家賃やローンの支払い	9	7	4	7	6
税金や公共料金の支払い	9	3	4	11	8
債務	8	7	7	13	14
仕事探し、就職	14	17	14	5	5
仕事上の不安・トラブル	1	3	1	2	3
地域との関係	3	0	1	1	1
家族との関係	9	3	6	5	4
子育て	1	0	4	3	0
介護	0	0	1	3	0
ひきこもり、不登校	1	1	1	2	3
DV ⁶ 、虐待	0	0	0	1	0
食べるものがない	3	1	2	0	1
その他	8	7	7	12	7

⁶ ドメスティックバイオレンス（Domestic Violence の略）。配偶者や恋人など親密な関係にある者（過去にあった者を含む）から受ける身体的、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力及び虐待のこと。

4 福祉的課題を抱えている人の現状

(1) 生活保護相談件数等の推移

※来所時の相談内容は複数回答

生活保護相談件数は、令和元年度の14件から増加傾向となっています。また、申請件数は、年度により増減はありますが、横ばいで推移しています。

区分 \ 年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
相談件数(件)	14	18	32	23	34	25
申請件数(件)	9	9	10	12	15	9
開始件数(件)	8	6	5	5	12	8

出所：南部町福祉事務所

(2) 生活保護世帯数・人員等の推移

生活保護世帯数は、令和元年度から増加傾向となっています。また、保護人員は年度により増減がありますが横ばいで推移しています。世帯類型別では、高齢者の割合が高く全体の6割弱を占めています。

【生活保護世帯数・人員等の推移】

区分 \ 年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
生活保護世帯数	49	46	44	47	54	55
高齢者	28	27	27	28	27	31
構成比(%)	57.1	58.6	61.3	59.5	50.0	56.3
母子	1	1	1	3	3	3
構成比(%)	2.0	2.1	2.2	6.3	5.5	5.4
傷病障害者	10	11	8	8	9	10
構成比(%)	20.4	23.9	18.1	17.0	16.6	18.1
その他	10	7	8	8	15	11
構成比(%)	20.4	15.2	18.1	17.0	27.7	20.0
生活保護人員数	61	55	53	59	75	73

出所：南部町福祉事務所

(3) 就学援助を受けた児童・生徒数

準要保護児童生徒数は、令和6年度は127人と、令和元年度と比較して増加しています。就学援助率は、準要保護児童生徒の増加により増加傾向にあります。

項目 \ 年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
要保護児童生徒数	2	3	3	6	5	5
準要保護児童生徒数	111	113	98	105	127	127
就学援助率(%)	13.5	14.0	13.1	15.1	17.8	17.9

出所：南部町教育委員会事務局

(4) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数は、令和5年度は66人と、令和元年度と比較して減少しています。年度により増減はありますが、受給者数は減少傾向にあります。

年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
受給者数	71	73	69	66	66
母子家庭	65	71	66	63	62
父子家庭	6	2	3	3	4

出所：南部町福祉事務所

(5) 高齢者虐待の推移

高齢者虐待については、毎年度数件の通報があり、訪問調査並びに関係者からの聞き取りにより虐待認定に至っているケースが見受けられます。

年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	備考
通報件数	6	9	4	1	4	2	継続案件含
上記のうち新規通報件数	3	7	4	1	3	2	
虐待認定数	1	1	2	0	0	1	

出所：南部町健康対策課

(6) 成年後見等利用者数

本町では、52名の方が法定後見制度を利用されています。

(令和6年7月31日現在)

種別	法定後見				任意後見
	法定後見合計	うち後見	うち保佐	うち補助	
市町村					
南部町	52	40	9	3	0

出所：南部町健康対策課

(7) 自死者数の推移

自死者数は毎年度数人確認されています。

年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
総数	2	3	2	4	2	3

出所：南部町健康対策課

(8) ひきこもり者

令和7年12月時点

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
南部町	34	35	38	37	34

出典：鳥取県「自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に関する調査結果」

第4章 本町の現状からみる地域福祉課題

本計画の策定にあたって実施した、ヒアリング調査及び地域円卓会議⁷でいただいた意見から読み取れる、地域課題を体系的に整理しました。

1 住民の生活課題（地域生活課題）

（1）日常生活

- ◆ 「集落内での助け合いが少なくなった」「多世代の交流や付き合いが少ない」など、地域とのつながりが希薄になっていることが問題や課題としてあげられています。また、「高齢化による集落活動の縮小」の意見も聞かれ、地域コミュニティの脆弱化が懸念されます。
- ◆ 一方で、集落内のつながりは概ね良好であり、声掛けや見守りが自然にできているところも多い状況でした。しかしながら、将来を見通した場合は担い手不足を懸念されている意見も多く、先のことは見通せないで考えることをしていないとの意見もあり、少子高齢化に起因する担い手不足に対する危機感が薄い部分も見られます。
- ◆ 高齢者の日常的なゴミ出しなど日常生活にも課題があるなどの意見もありました。

（2）移動・買い物・通院

- ◆ 高齢者が安心して暮らしていくために必要な支援として、「利用しやすい交通機関の充実」、「通院・買い物などの移動支援の充実」などが挙げられています。
- ◆ 地域社会を支える人材不足が顕著になってきており、公共交通の担い手、各種配送サービス（新聞配達等）など、いままで当たり前であったことができなくなる懸念が現実には迫っています。

（3）孤立

- ◆ 「障がいや認知症という理由で地域に溶け込むことができない」といった意見もあり、地域行事に出かけるのをためらわれている現状があります。誰もが障がいや認知症を適切に理解し、出かける・受け入れるといった環境を整備することが必要です。
- ◆ 障がい者を受け入れている事業所からは、地域で暮らし続けるために孤立を防ぐシステムが必要であるとの意見もありました。

（4）交流・拠点

- ◆ 福祉課題に対する住民相互の支え合い・助け合いの必要性については、「必要」と思われる意見が大半ですが、そうした活動への参加意識は高いとは言えない状況です。特に、山間部では、交通手段や拠点となる施設がないことを課題にあげておられます。住民相互の支え合い・

⁷ 人口減少による集落の状況や高齢化による担い手の現状など、直接声を聴かせていただくために、平成29年度から地域振興協議会を単位として行う、区長等と行政との直接対話による情報交換・課題共有の場。各集落が共通して抱える課題をテーマとして、地域と行政が一緒になって課題解決に向けて具体的な施策につなげていく機会。

助け合いに幅広い年齢層の参加を促進するためには、参加しやすい・負担の少ない活動や内容を検討していく必要があります。

(5) 介護・医療等専門的支援

- ◆ 高齢独居の方や高齢者のみ世帯の老々介護の問題など、日常生活に必要な専門的支援が十分に受けられていない懸念があることが課題となっています。なかには、サービス拒否をはじめ、セルフネグレクト⁸も散見される状況となっています。
- ◆ また、高齢者が通院時に病状説明が十分にできない事案もあり、必要なサービスを受けられていない懸念もあります。

(6) 生活困窮者への支援

- ◆ 個人が抱える様々な課題から生活に困窮することが課題となっています。近年の相談内容の推移から「収入・生活費」、「債務」が多い傾向にあり経済的な課題を抱える状況にあります。
- ◆ 生活困窮者への支援策は、状況に合わせて複数行われることも少なくありません。複雑・複合化した課題に支援者が横断的に関わる重層的支援体制での包括的な取り組みが必要となります。

2 住民が福祉活動に取り組むための課題

(1) 役員の負担

- ◆ 地域活動への参加状況については、若年層の参加が少ないという意見もありました。特に、若い年齢層ほど「仕事を持っているので時間がない」や「きっかけがない」「人間関係がわずらわしい」といった理由を背景に、参加率が低い傾向が伺えます。隣近所の付き合いをはじめ、集落等の地域活動への参加は、地域との関わりを持つ身近な機会・場でもあることから、誰もが参加しやすい地域活動の促進が必要です。
- ◆ また、健康増進委員⁹、地域福祉委員¹⁰や地域振興協議会の「ふれあい部」など地域の役員の機能が重複しているため、整理統合を含めあり方を検討すべきとの意見や特定の人の負担が大きいとの意見がありました。

(2) 担い手不足

- ◆ 当事者団体等からは、「会員や参加者を増やすための工夫」「次代の担い手確保など、会員の高齢化対策」などが必要とされており、地域活動を担うメンバーの高齢化が進む一方、新し

⁸ 生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求めない状態。

⁹ 地域保健福祉の向上及び保健福祉活動の充実に努めることにより健康で快適なまちづくりを、行政と協力しながら推進する者。

¹⁰ 民生児童委員や区長をはじめとする近隣住民や地域振興協議会等の住民組織と協力し、地域における身近な福祉課題を調査、発見、社協へ連絡するなどの役割を担っていただく委員。集落での福祉活動を推進するリーダー役であり、社協の地域福祉活動の協力者。

い人や若い年齢層の参加が少ない点が問題としてあげられています。

- ◆ 今後は、少子高齢化のさらなる進行を見据えて、福祉活動やボランティアの輪を広げていくために、福祉について話し合う場の確保と人材育成活動が重要です。特に、若い年齢層にも地域活動に関心が持てるよう、地域活動の活性化に向けた支援を充実していくとともに、地域の担い手となるリーダー人材の養成や担い手の育成が必要とされています。

(3) 主体性（無関心）

- ◆ 誰かがやってくれるなど他人任せの意見もあり、無関心層へのアプローチが課題であるとの意見もありました。

(4) 学習機会

- ◆ 「福祉に貢献したいが、何をしたらいいのか分からない」「どんなことが手伝えるか分からない」といった意見もあり、福祉活動への周知・啓発をはじめ福祉活動に取り組む内容を分かりやすく示していくことが必要とされています。
- ◆ 障がいや認知症など正しく理解することが必要です。偏見は地域社会を硬直させるだけで、地域のつながりを阻害する恐れがあるため学習機会の拡充が求められています。

(5) 情報不足

- ◆ 障がい者、ひきこもりの人が把握しにくい、プライバシーの関係で外に出したがる家庭もあり、潜在的に支援が必要な方は多いのではないかとの意見もあり、気軽に相談できる場を確保することが必要とされています。
- ◆ 個人情報保護の壁で必要な情報が得られないため、地域での支援活動に繋がっていないとの意見もありました。
- ◆ 現状のままでは、必要な人に情報が届かない実態があることも課題として見えてきました。

(6) 連携・ネットワーク

- ◆ 福祉関係団体等が行う社会貢献活動として、「地域住民の困りごとへの相談対応」をはじめ、「高齢者・子どもなどの見守り活動」「通院や買い物などの移動支援」「災害時・緊急時の支援」「地域住民との交流」など、様々な取り組みが期待されています。また、行政や社協が力を入れるべき福祉施策については、「困りごとを気軽に相談できる身近な福祉相談窓口の充実」をはじめ、「困りごとを抱えた人に気付き、早期支援につなげる仕組みづくり」などが求められています。
- ◆ 地域福祉関係団体・関係機関と行政との情報の共有化、連携の強化（ネットワークづくり）の必要性があげられています。また、地域の横のつながりを強化（団体同士の連携など）することにより、地域福祉活動への参加者を増やしていくことが必要とされています。

(7) 災害・緊急時の支援

- ◆ 災害発生時には避難行動要支援者¹¹等への手助けが必要とされており、身近な地域に住む人と

¹¹ 他者の支援がなければ避難できない在宅者で、且つ、家族等による必要な支援が受けられない人。

のつながりが重要です。日頃から防災訓練の実施や自主防災組織の充実など、地域の防災体制の強化を図っていく必要があります。

- ◆ 避難行動要支援者については、地域での情報共有や要支援者台帳への登録など、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりに取り組んでいくことが必要とされています。
- ◆ 地域での防災訓練を通じて避難場所や避難方法など課題を多く抱えており、検討と見直しが必要との意見もありました。
- ◆ 防災に限らず、防犯や交通安全など、安心して安全な生活環境と地域づくりのためには、個人情報への取扱いに配慮しながら、見守り活動や支え合い活動の推進が必要とされています。
- ◆ 大規模化、多様化する災害に対応するため、避難所等の情報を適切に伝達する仕組みづくりが必要とされています。
- ◆ 災害時の避難行動については、全町一律の行動は危険を伴う場合もあり、各地域でどうすることが最適かを話し合う必要があります。

3 専門職の支援に関する課題

(1) 連携・協働

- ◆ 福祉関係機関同士の連携が薄いことが指摘されています。多岐に渡る福祉課題について専門職が連携し、個人・家庭を総合的に支援できる体制を構築することが求められています。
- ◆ それに併せ、町内外の関係する福祉事業者が定期的に意見交換できる場の設定を求められています。

(2) アウトリーチ¹²

- ◆ 行政、社協との距離感を感じるという意見もあり、既存制度や福祉活動等に関する情報入手を含め、開かれた役場から出かける役場への検討が必要であり、広報・啓発活動のさらなる工夫が必要です。
- ◆ 行政や社協には、地域活動のコーディネーターとしての役割が求められています。また、地域振興協議会との連携の充実及び専門職との情報交換などの取り組みが必要とされています。

(3) スキルアップ

- ◆ 福祉事業に従事する者、専門職のスキルアップを求める意見があります。支援が必要な方の掘り起こし、必要なサービスに繋げていくためのコミュニケーション能力の開発など研修や関係機関との連携を図りながら、従事者の資質向上が必要とされています。

(4) 人材確保

- ◆ 支援が必要な方に対する専門職の人数が少ないことや、福祉現場の担い手が不足していることが指摘されています。将来を見通した人材確保が急務となっています。

¹² 生活上の課題や困難を有しており支援が必要な状態であるにも関わらず、自発的に申し出しない人等に対して、積極的に働きかけること。

第5章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化や核家族化の進行を背景に、家族間の支え合い機能の低下や、地域の助け合う機能の弱体化などにより、地域で支援を必要とする人、厳しい状況に置かれている人は少なくありません。

このような地域課題に対し、公的サービスの提供のみならず、住民が相互に助け合い、地域振興協議会をはじめとした地域組織、関係団体と連携し、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

本計画においては、これまでの地域福祉の取り組みにおける現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や新たな福祉ニーズに対応し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域福祉を推進するために、次に掲げる「基本理念」を基に、共生のまちづくりを目指します。

◆基本理念◆

みんながいきいきと活躍し、
心をつないで支え合う共生のまちづくり

2 基本原則

本計画は、基本理念の下に次の四つの基本原則に基づいて策定しました。

○ 基本的人権の尊重

日本国憲法では、全ての国民が法の下に平等であることを保障しており、地域福祉の推進にあたっては、その根底を成す考え方としています。

○ 持続可能な福祉活動の推進

地域福祉の推進にあたっては、少子高齢化が進む中、地域の多様な主体が手を取り合うことが大切です。サービスを受ける側、サービスを提供する側の垣根を超え、持続可能な共生型社会の実現を目指します。

○ 参加・参画と交流の促進

地域福祉は、助け合いと支え合いを基本とした取り組みです。一人ひとりが地域福祉への参加と参画意識を持つことが大切です。

○ 連携と協働の推進

地域福祉は、地域の関係機関や関係団体との連携により、協働して取り組みを進めることが重要です。そのための基本的な地域の仕組みづくりの実現を目指します。

3 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、国の制度や指針、近年の社会環境の変化や、本町を取り巻く現状などを踏まえ、次の四つの基本目標を定めます。

基本目標 I 住民参加の促進と福祉活動の活性化

住民がお互いに相手の立場を尊重し、福祉に対する意識を醸成するとともに、身近な地域を単位とした支え合い・助け合い活動の促進を図ります。

また、地域福祉に関する活動の活性化を図るため、福祉学習を充実するとともに、地域福祉を担う人材・リーダーの育成に努めます。

基本目標 II 相談機能の強化と包括的支援体制の構築

地域における様々な生活課題の解決に向けて、相談支援体制の充実を図るとともに、分かりやすい情報の提供に努めます。

また、誰もが自分らしく暮らすために、住民一人ひとりの人権を尊重し、権利擁護の取り組みや、虐待等の人権侵害の早期発見・解決に取り組みます。

基本目標 III 保健・医療・福祉サービスの充実と質の向上

高齢者や障がいのある人、様々な生活課題を抱えている人など、複合的な生活課題にも対応することができる福祉サービスの提供と利用促進に努めます。

また、福祉人材の確保をはじめ、生活を支援する様々なサービスを利用しやすい環境づくりの充実に取り組みます。

健康はかけがえのない個人の財産です。住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくため、健康づくりと介護予防への取り組み強化を図ります。

基本目標 IV 地域で安心して暮らせる基盤づくり

福祉事業者と地域が一体となり共生型社会の実現に向けた取り組みを推進します。

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、新たな地域交通や移動手段の確保を進めるとともに、それらを支える福祉人材の発掘に取り組みます。

また、住民相互の助け合いや、要配慮者に対する災害時の支援体制づくりの充実に取り組みます。

4 計画の体系

基本理念	みんながいいきいと活躍し、心つないで支え合う共生のまちづくり
基本原則	◆基本的人権の尊重 ◆持続可能な福祉活動の推進 ◆参加・参画と交流の促進 ◆連携と協働の推進

基本目標

基本計画

I 住民参加の促進と福祉活動の活性化	1 小地域における福祉機能の強化 (1) 地域振興協議会の福祉機能強化 (重点取組) (2) 集落福祉活動の活性化
	2 ボランティア・当事者団体活動の活性化 (1) 福祉ボランティア・NPO活動の活性化 (2) 当事者団体の活性化
	3 福祉学習の推進と担い手づくり (重点取組) (1) 福祉学習のプラットフォームづくり (2) 子どもを対象とする福祉学習の推進 (3) 地域における福祉学習の推進
	4 福祉活動促進のための基盤強化 (1) 社会福祉協議会の基盤強化 (2) 活動推進のための財源づくり (3) 活動の拠点づくり
II 相談機能の強化と包括的支援体制の構築	1 共生型総合相談体制の構築 (重点取組) (1) 専門機関における相談機能の強化・充実 (2) 課題発見機能の強化 (3) 分野を超えた支援体制づくり
	2 権利擁護機能の拡充 (1) 権利擁護相談体制の構築
	3 情報提供体制の拡充 (1) 福祉情報提供の充実
III 保健・医療・福祉サービスの充実と質の向上	1 健康づくりの促進 (重点取組) (1) 健康診断の受診促進 (2) 介護予防・健康づくりの推進
	2 保健・医療・福祉事業者間のネットワークと協働の推進 (1) 異業種間ネットワークの構築
	3 新たな社会資源の開発 (1) 共生型サービスの開発 (2) 介護者支援の充実 (3) きめ細やかな就労支援体制づくり
	4 福祉人材の確保と育成 (1) 多様な福祉人材の確保
IV 地域で安心して暮らせる基盤づくり	1 社会福祉法人等の地域貢献の促進 (1) 地域課題に対応する社会子王権活動の促進
	2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援 (1) 新たな移動手段の確保 (2) 地域で活躍する人材確保に向けた交流促進

5 重点的な取り組み

本計画の推進にあたっては、本町の地域福祉に関する現状等から読み取れる課題を踏まえ、次の四つの重点的な取り組み（重点取組）を定めます。

重点取組 1 地域振興協議会における福祉機能の強化

重点取組 4 健康づくりの推進

地域におけるつながりが希薄化する中で、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立して住み続けるためには、地域における日常的な支え合い活動の充実が必要です。

特に、身近な地域における様々な生活課題に対応するためには、専門職による支援とともに、地域住民同士による自発的な福祉活動が重要な役割を果たします。

集落の自治会等をはじめ、地域振興協議会、民生委員・児童委員や社協、各種ボランティア団体などの様々な住民組織や福祉関係機関等により、地域振興協議会を単位とする福祉ネットワークを構築し、誰もが気軽に集える場をつくり、地域の生活課題の発見、相談、見守りや生活支援といった支え合い活動を展開・充実することを目指します。

また、地域の福祉機能の強化を図る中で、拠点となる集いの場を中心に健康づくりへの取り組みを一層充実し、誰もが健康でいきいきとした暮らしができる社会を目指します。

モデル地区事業と福祉コーディネーターの役割

～安心して暮らし続けられる地域を目指し地域福祉推進計画の実現へ～



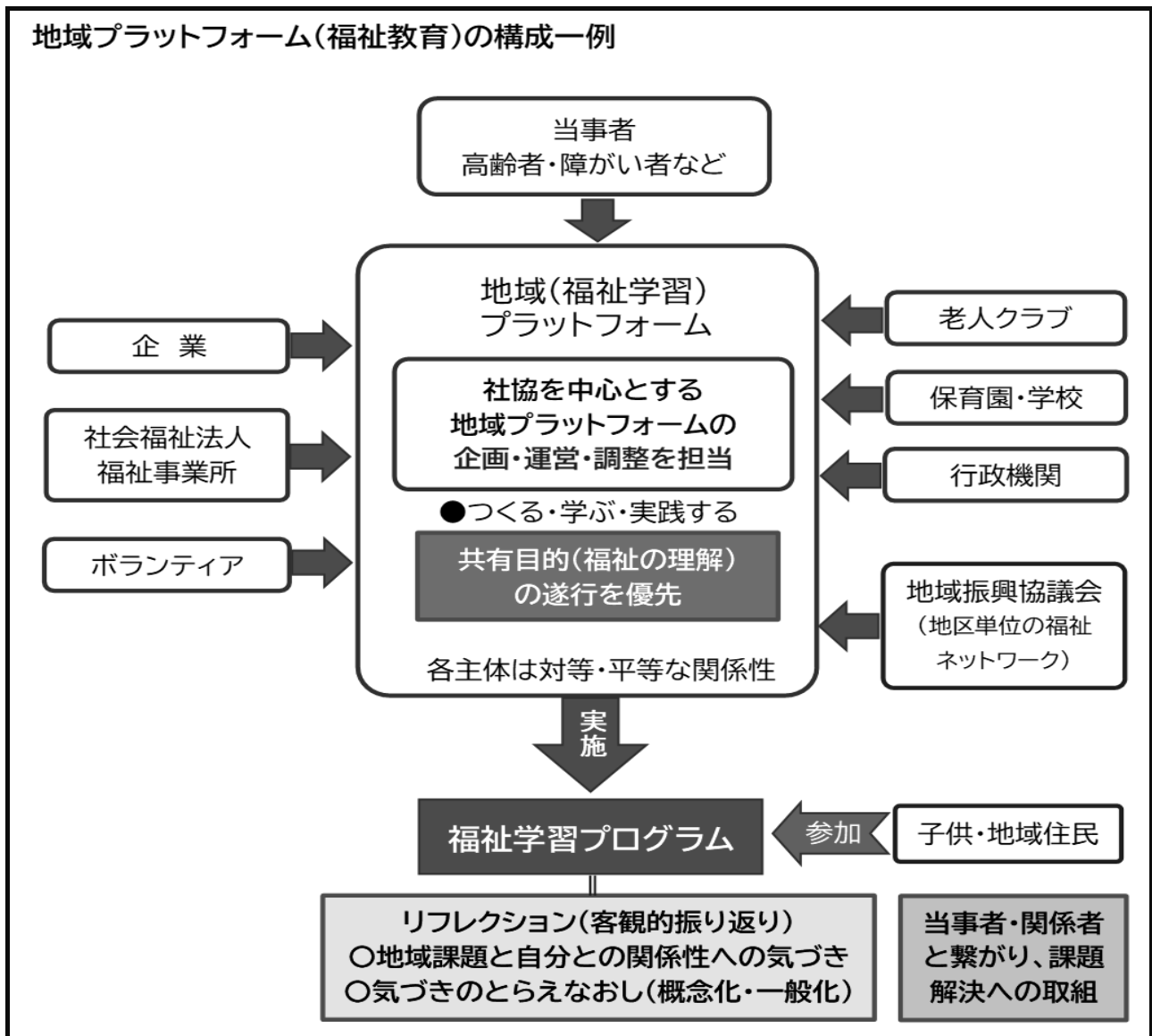
重点取組 2 福祉学習の推進と担い手づくり

地域福祉を推進するためには、地域全体で福祉についての意識を醸成し、あらゆる年齢層や立場の人が、お互いに支え合う気持ちを育むことが大切です。

福祉に関する学習は、いのちの大切さや思いやりの気持ちを育む人権尊重、道徳意識をはじめ、高齢者や障がいのある人との交流の機会などを通じて、福祉への理解と関心を高め、地域の人と協働して行動するための「絆」を育むことです。

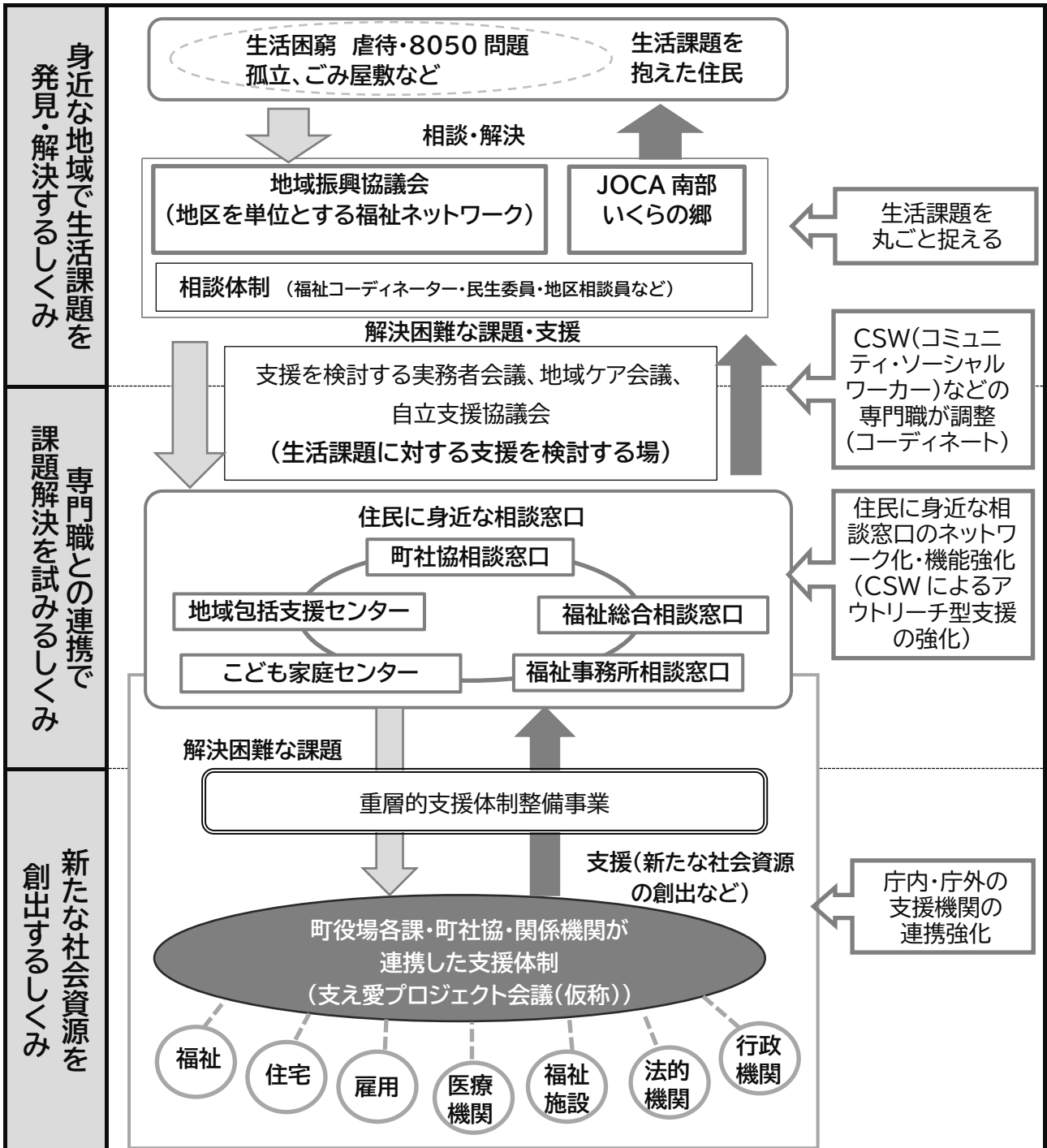
そのため、福祉ネットワークをはじめとした地域の様々な機関や団体が参加した福祉教育の基盤（地域プラットフォーム）づくりを推進し、学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を図ります。

また、地域福祉活動を継続していくためには、活動を支える人材の確保や育成が必要です。地域福祉を担うボランティアなどの人材の発掘・育成・活動の促進を図ります。



重点取組 3 共生型総合相談体制の構築

社会的孤立¹³の広がり背景に、高齢者、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮世帯、ひきこもり等生活課題が複雑化、深刻化するとともに潜在化する傾向が強まっています。こうした生活課題を積極的に把握し包括的に支援していくために、住民との協働による課題発見機能の強化と、縦割りを排した相談窓口と包括的な支援体制強化を進めます。



¹³ 家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態。

第6章 計画（施策）の展開

今回策定した地域福祉推進計画は、町の総合計画の大黒柱である「共生」「協働」の基本理念に基づき、地域共生社会実現に向け、各主体の役割を明らかにし、オール南部町で共生福祉のまちづくりをめざす指針となっています。

そのため、町の現状、ヒアリングにより明らかになった地域課題解決に向けた取り組み・方向性・役割を体系的に整理しました。

【南部町第2次総合計画の基本理念より】

まちづくりの大黒柱1 共生

合併以前の旧町から南部町第1次総合計画においても特徴的に取り組んできた「人権」「福祉」などのいずれの分野にも共通する、子どもから高齢者までの誰もが、住み慣れた地域で、いつまでも心豊かに暮らせるよう、地域全体で支え合う「共生」のまちづくりを推進します。

また、自然と共生する環境に配慮したまちづくりを進めます。

まちづくりの大黒柱2 協働

多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するためには、住民や各団体等、行政との協働によるまちづくりを推進する必要があります。

未来を拓くひとづくり、元気に暮らすまちづくり、安心安全なまちづくり等、各分野において、「自分たちのまちは、自分たちでよくする」という考えのもと、地域を構成する多様な主体が責任と役割を認識し、自助・共助・公助を適切に組み合わせて、相互の連携と協力による協働のまちづくりを推進します。

計画は下記の要領で記載し、分野毎に各主体の目標を明らかにしています。

- ◆ 住民、集落、地域振興協議会、福祉活動を行う事業者、企業などの「地域福祉活動」
- ◆ 住民の福祉活動の推進役としての「社協」
- ◆ 公的サービスや制度の提供主体である「行政」

これらの活動主体が地域課題に共通認識を持ち、相互に補完し合いながら、地域福祉をつくりあげていくことが大切です。

本計画は各主体の目標を明らかにするとともに、社協、行政が今まで以上に様々な分野に対し支援を行い、地域福祉の進展に積極的に関わりを持つこととします。

計画（施策）の方向性の明示

本計画では、下記の要領で各主体の取り組み、方向性、役割を明らかにしています。地域福祉活動の方向性の欄においては、どのような主体が取り組みを進めていくべきかを明らかにしています。

【めざす姿】

ここに記載するめざす姿は、計画の実施を図り、将来の地域のめざすべき姿を表しています。

内 容	
地域福祉活動の方向性 （主に住民・地域、事業者等による取組）	【期待される活動主体】 ○○○○○ 「地域福祉推進計画」での目指すべきあり方・取り組みの方向性 ※住民・地域・事業者はそれぞれの地域の特色や状況を勘案して 内容に記載される必要な取り組み・体制づくりを順次実施していくよう努めます。
社協の役割	「地域福祉推進計画（地域福祉活動計画）」での役割の内容
行政による取組	「地域福祉推進計画（地域福祉計画）」での取り組みの内容

※ 本文中に記載の具体的な事業名については、現在の事業名で記載されているものがあります。
制度改変等により名称等は今後変更される場合もあります。

基本目標 I 住民参加の促進と福祉活動の活性化

基本計画 1 小地域における福祉機能の強化

集落・地域振興協議会等の地域活動への参加は、地域との関わりを持つ身近な機会でもあることから、誰もが参加しやすい地域活動の促進が必要です。

(1) 地域振興協議会の福祉機能の強化（重点取組）

【めざす姿】

○ 地域振興協議会を単位として、様々な地域組織や福祉関係機関などによってネットワークが形成され、生活課題の発見や相談支援の体制が構築されるとともに、地域の住民・団体・事業者などの地域の構成員が集い、様々な活動をするための拠点づくりが進み、住民主体の多様な地域福祉活動が展開されています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】 地域振興協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉活動部門の体制充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉コーディネーターの配置 ○地区相談窓口の設置 ○福祉学習機能の強化 ○相談員・ボランティアの発掘育成 ●福祉活動部門を核とする福祉活動の促進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○常設型サロンの設置 ○介護予防活動の実施 ○見守り支援活動の実施 ○生活支援活動の実施 ●地域振興協議会における介護予防活動へのバクシーの利用支援
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉活動部門への活動支援体制を強化します。 <ul style="list-style-type: none"> ○研修会、学習会、講演会等を開催し地域福祉の推進と住民主体の福祉活動の活性化を図る ○相談員や福祉コーディネーターとの連携と人材育成支援 ○常設型サロン活動支援 ○見守り活動のネットワーク化に向けた取り組み支援 ○助成金の交付等による事業支援
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉活動の充実を図る地域振興協議会に必要な応じて、福祉コーディネーターを配置します。 ●モデル事業を通じて体制充実に向けた支援をします。 ●福祉政策課、健康対策課、未来を創る課、人権・社会教育課が常に連携し中心となって、モデル事業に効果的に向き合える庁内体制を確立します。 ●移動手段としてバクシーの利用を進めます。 ●各種委員の役割や位置付けの見直しを行います。

(2) 集落福祉活動の活性化

【めざす姿】

○ すべての集落で、いきいきサロンをはじめとする集いの場があり、健康や防災など身近な集落活動が持続的に行われています。

内 容（新規・継続）	
地域福祉活動の方向性 （主に住民・地域、事業者等による取組）	<p>【期待される活動主体】 集落</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域振興協議会との連携により集落福祉活動を促進します。 ○見守り支援活動 ○支え愛マップ¹⁴づくり ○集落サロン ○防災活動
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●サロンボランティア養成と集落活動支援を実施します。 ○いきいきサロン活動支援、連絡会、研修会の開催 ○支え愛マップづくり作成支援、活動支援 ○日常の見守り、災害時の助け合い等の促進、活動支援
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> ●社協の活動を支援します。 ●社協と連携して地域振興協議会への支援を実施します。 ●防災機能充実にに向けた取り組みを支援します。

¹⁴ 災害時の避難支援や、その対応を円滑に進めるための平常時の見守りなどを目的とし、支援が必要な者（独居高齢者、要介護者、障がい者など）及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図で、地域住民が主体となって作成するもの。

基本計画2 ボランティア・当事者団体活動の活性化

福祉活動やボランティアの輪を広げていくために、地域の担い手となるリーダーや人材の養成、多様な生活課題を抱えた住民が当事者同士で仲間づくりを進めることが必要です。

ボランティアをはじめ、地域福祉の担い手となる人材の養成と、様々な生活課題を抱えた当事者の仲間づくりを推進し、福祉活動の活性化を目指します。

(1) 福祉ボランティア・福祉NPO活動の活性化

【めざす姿】

○ 各種講座の充実等によるボランティアの養成や、担い手の掘り起こし、様々な地域組織の連携により、活発な地域活動が展開されています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】福祉ボランティア、福祉NPO団体、地域福祉を推進する福祉事業所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉ボランティアや福祉NPO活動への参加促進を図ります。 ●あいのわ銀行の活動に積極的に参加します。 ●傾聴ボランティア¹⁵の育成に努めます。 ●社会貢献活動を通じて地域福祉の推進に取り組んでいます。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアセンターの機能強化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動の企画、広報活動 ○傾聴等のボランティアの養成研修の充実 ○あいのわ銀行の活動を充実させるための制度の見直し ○各相談窓口と連携したニーズ把握とコーディネート機能強化 ○ボランティア団体の活動支援体制の充実
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアセンターの機能強化を支援します。 ●あいのわ銀行の制度見直しを行います。

¹⁵ 高齢者や障がい者、災害の被災者などの悩みや不安、寂しさなどについて、じっくり話を聴き、その悩みや不安、寂しさの軽減を図り、相手の心のケアを行う活動や人。

(2) 当事者団体の活性化

【めざす姿】

○ 認知症の人や介護する家族などの多様な生活課題を抱えた住民が、当事者同士で仲間づくりを進め、居場所づくりが地域の中で活発に展開されています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	【期待される活動主体】当事者、当事者団体等 ●高齢者・障がい者等をケアする家族の組織化を進めます。 ●当事者団体と地域振興協議会のネットワークづくりを進めます。
社協の役割	●当事者支援体制を強化します。 ○社協ホームページ、広報誌等による当事者団体の啓発 ○当事者組織運営支援 ○各組織への情報提供の充実
行政による取組	●当事者団体の設立・活動支援を実施します。 ●活動内容の紹介等、参加の呼びかけを支援します。 ●社協と協働し、現在ある団体への活動支援を充実します。

基本計画3 福祉学習の推進と担い手づくり（重点取組）

地域福祉を推進していくためには、子どもから高齢者まであらゆる年齢層が、地域全体で福祉について考え、お互いに支え合う気持ちを育むことが大切です。地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を図り、そのための福祉学習の基盤づくりを推進します。

（１）福祉学習のプラットフォームづくり

【めざす姿】

○ 福祉事業者、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な機関や団体が参加したネットワークが形成され、従来の体験型学習から実践型学習へ転換した福祉教育のプログラムづくりが進んでいます。

内 容(新規)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	【期待される活動主体】地域のあらゆる主体 ●学校・福祉団体・事業所・企業等の多様な主体による協働の場 (地域プラットフォーム)に参加し、福祉教育プログラムを共に、つくり、学び、実践に努めます。
社協の役割	●地域プラットフォームの形成と活動支援を行います。 ○様々な地域の関係者との連携や調整 ○新たな福祉学習プログラムの検討、実施
行政による取組	●地域プラットフォームの形成の支援及び参加に努めます。 ●教育委員会等（行政各部門）との連携を強化します。

（２）子どもを対象とする福祉学習の推進

【めざす姿】

○ 子ども向けの福祉学習プログラムが充実しています。

内 容(新規)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	【期待される活動主体】地域のあらゆる主体 ●健康や福祉・人権問題に対する理解の促進を図ります。 ●地域プラットフォームにおいて実践型福祉学習プログラムを検討・実施します。 ●当事者参加型の福祉学習プログラムを検討・実施します。
社協の役割	●地域プラットフォームを通じた実践型福祉学習の開発と活動支援を行います。 ○次世代を担う子どもたちの福祉への関心と支え合い意識の醸成 ○福祉学習協力校への支援（出前講座の実施、助成金支援等） ○夏休みボランティア体験事業の実施、受け入れ体制の充実 ○当事者団体との連携

行政による取組	●地域プラットフォームを通じた福祉学習プログラムづくりを支援します。
---------	------------------------------------

(3) 地域における福祉学習の推進

【めざす姿】

○ 住民・ボランティア向けの福祉学習プログラムが充実し、地域福祉の担い手の育成が進んでいます。

内 容(新規)(重点取組)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】地域のあらゆる主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ●講演会・研修会等福祉を学ぶ多様な福祉学習プログラムを企画・実施します。 ●各種研修会へ積極的に参加します。 ●地域の福祉団体との連携を図ります。 ○地区内の福祉事業所等との連携
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域プラットフォームを通じた実践型福祉学習プログラムの開発と活動支援を行います。 ●地域振興協議会との連携による多様な講演会、研修会を企画・実施します。 ○地域の福祉事業所、団体との連携支援
行政による取組	●地域プラットフォームを通じた福祉学習プログラムづくりを支援します。

基本計画 4 福祉活動促進のための基盤強化

福祉施策に求められるニーズは複雑・多様化しています。このようなニーズに対応し、より満足度の高い福祉サービスを提供するための基盤づくりが求められています。財源の強化をはじめ、地域福祉の事業を効果的に推進するための取り組みを進めます。

(1) 社会福祉協議会の基盤強化

【めざす姿】

○ 社会福祉協議会の組織体制と事業の見直しが進み、コミュニティソーシャルワーカー¹⁶（CSW）の配置により、地域福祉活動の支援が充実しています。

内 容(新規)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● CSWを配置し生活支援コーディネーター¹⁷（SC）と協働しながら個別支援と並行して資源開発・調整、福祉啓発・教育、福祉コミュニティづくり等に取り組みます。 ● 職員の専門性向上とスキルアップを図ります。 ● 実施事業の見直しを行います。 ● 組織体制強化を図ります。 ○ 専門職による相談体制の強化
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協に対し、CSWの配置支援と必要に応じた総合的な支援を実施します。 ● 国や県の補助、交付金等を活用した財源の確保を図ります。

¹⁶ 地域内で、生活上の支援が必要な人の状況を把握し、行政や地域住民と連携してさまざまな支援活動を行う専門職。（Community Social Worker の略）

¹⁷ 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、全国の市町村に配置されている。（Seikatushien Coordinator の略）

(2) 活動促進のための財源づくり

【めざす姿】

- 募金活動への理解が進み、財政基盤の強化が図られています。また、自主財源確保に向けた取り組みが活発に行われています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】 地域振興協議会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●共同募金¹⁹活動の活性化を図ります。 ●バザー、クラウドファンディング²⁰等、新たな財源づくりを促進します。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●募金活動への理解を促進し、共同募金運動の強化を図ります。 ●共同募金の助成事業に関する情報提供と申請支援による福祉活動を推進します。
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと納税を活用した財源づくりに努めます。 ●地域福祉サービスを担う福祉活動に対し、助成制度の検討を進めていきます。

(3) 活動の拠点づくり

【めざす姿】

- 地域資源が有効に活用され、地域の福祉活動の拠点づくりが進んでいます。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】 地域振興協議会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●空き家、空き店舗等を活用した福祉活動の拠点づくりを促進します。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域振興協議会等との連携による福祉活動の拠点づくりを推進します。
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> ●地域が実施する福祉活動拠点の整備の支援をします。

¹⁹ 赤い羽根共同募金。民間の運動として終戦直後の1947年に、市民が主体の取り組みとしてスタートした。集まった募金の約70%は、市区町村で使われ、高齢者や障がい者に対する福祉の充実、地域福祉活動の啓発や推進に活用される。

²⁰ インターネット経由で不特定多数の人々から資金調達を行い、商品開発や事業などを達成する仕組み。

基本目標 II 相談機能の強化と包括的支援体制の構築

基本計画1 共生型総合相談体制の構築（重点取組）

相談窓口においては、相談のあった福祉課題を包括的に受け止め、適切なサービス等につなぐことが必要です。

組織内外の相談支援機関における、連携・協働の仕組みづくりを推進し、どこへ相談しても必要な支援につながるよう努めるとともに、問題を抱えている人へ積極的に出向いて適切な支援につなげる仕組みづくりや、地域の課題発見機能との連携を図りソーシャル・インクルージョン²¹の地域づくりを推進します。

また、制度の狭間にある問題や、相談に来ることができない人のニーズは地域の中で見落とされがちです。普段から近所で声を掛け合うなどの身近な取り組みをはじめ、より複雑化・深刻化する前に、適切な支援につなげ、自立の促進を図ることが必要です。

福祉機能の強化を目指す地域振興協議会に加え地域福祉を推進するJOCA南部、いくらの郷の活動を通じて、相談機能の充実を目指します。

（1）専門機関における相談機能の強化・充実

【めざす姿】

○ 専門機関の相談体制が強化され、支援が必要な方が的確に把握され支援に繋がっています。

内 容(継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	【期待される活動主体】福祉事業所 ●社会福祉協議会、社会福祉法人等、行政との連携を図ります。 ●JOCA南部やいくらの郷での活動を包括的な支援の相談窓口と位置付けます。
社協の役割	●行政、社会福祉法人等と連携強化を図ります。 ○生活困窮者への支援の充実 ○社協窓口での総合相談と法律相談等の充実 ○研修、資格取得など職員の資質向上
行政による取組	●庁内の相談窓口の機能と連携の強化を図ります。 ○窓口職員の研修、資質向上

²¹ 社会から排除され孤立化されている人々を社会の一員として包摂し自立生活を支援することを意味する。「社会的包摂」と訳される。

(2) 課題発見機能の強化

【めざす姿】

- 各地域振興協議会に気軽に相談できる窓口が設置され、関係機関との連携により必要な情報とサービスの提供が進んでいます。
- 地域福祉を推進するJOCA南部、いくらの郷との連携により、課題の発見が強化され、必要な支援が行われています。

内 容(新規)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】 地域振興協議会、福祉事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域振興協議会に相談窓口を設置します。 ●福祉コーディネーター・相談員の育成・配置を行います。 ●地域の集いの場等を通じて課題を抱える住民の早期発見に努めます。 ●課題解決のための話し合いの場づくりを行います。 ●地域の福祉事業所を通じた課題の早期発見に努めます。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●課題の早期発見に向けた支援を強化します。 ○総合相談事業の充実 ○地区相談窓口との連携 ○包括的相談との連携 ○相談支援ネットワークの推進
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> ●地域振興協議会に気軽に相談できる場（相談窓口）の設置を支援します。 ●地区や相談員との連携強化を図ります。 ●関係機関との連携により重層的支援体制整備事業を通じた包括的な支援を行います。

(3) 分野を超えた支援体制づくり

【めざす姿】

- ひきこもりや孤立している人など、制度の狭間にいる人に寄り添ったサービスの開発が進んでいます。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者による取組)	<p>【期待される活動主体】 地域振興協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて生活課題に対する支援を検討する実務者会議に参画します。 ●必要に応じて地域ケア会議²²に参画します。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●CSWとSCが協働し支援体制を構築します。 ○地区相談窓口と連携し、個別支援、地域活動支援の充実 ○相談支援ネットワークの推進 ○生活課題に対する支援を検討する実務者会議の推進

²² 地域住民、民生児童委員、保健・医療・福祉の専門職等がニーズを抱える方の福祉等の課題について話し合い、解決方法等を検討する会議。

基本計画 2 権利擁護機能の拡充

認知症の高齢者や障がいのある人が、地域生活を継続していくためには、権利擁護の推進や虐待への対応などの取り組みの強化が重要です。

総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、関係機関との連携や、見守り活動の強化などによる虐待の防止や早期発見など、権利擁護に関する取り組みを強化します。

(1) 権利擁護相談体制の構築

【めざす姿】

○ 家族等の支援を得ることが困難な認知症高齢者、親なき後の障がい者等の意思決定の支援の充実が図られており、さらなる機能強化の検討が行われています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者による取組)	<p>【期待される活動主体】 地域振興協議会、住民等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民後見人養成講座に積極的に参加します。 ● 虐待や8050問題²³等、困難ケースの早期発見に努め、専門職との連携により解決に努めます。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 「一般社団法人 権利擁護ネットワークほうき」と連携した成年後見事業の推進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「一般社団法人権利擁護ネットワークほうき」への社員登録による成年後見業務の実施 ○ 専門職の資質向上 ○ 市民後見人育成に向けての協力、情報提供と参加促進 ○ 住民、関係機関への情報提供の充実 ● 日常生活自立支援事業の強化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援員の確保・育成
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 中核機関を設置（「一般社団法人権利擁護ネットワークほうき」へ一部委託）し、成年後見制度の広報及び手続き等を支援します。 ● 市民後見人養成講座の開催を支援します。

※ 本取り組みは「成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）」第14条第1項に規定する市町村計画として位置付けています。

²³ ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。親の死などにより、子は生活困窮者となるリスクが高い。

基本計画3 情報提供体制の充実

住民一人ひとりが地域社会の一員としての意識を高め、お互いに協力しながら地域の問題や課題の解決を図っていくことが求められています。

そのため、住民同士が協力し合う「地域福祉」の周知・浸透を図るための情報提供、広報活動の充実を図るとともに、相談窓口の周知を図ります。

(1) 福祉情報提供の充実

【めざす姿】

○ 日常生活において、必要な時に必要な福祉情報を得られるよう、様々な媒体等を活用した情報提供が行われています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】 地域振興協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌等を活用し、福祉情報の発信に努めます。 ● 地区相談窓口における情報発信機能の充実を図ります。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報機能の強化充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページ、広報紙の充実 ○ さまざまな方法による情報発信機能の強化 ○ 地域振興協議会の地区相談窓口との連携強化 ○ 福祉事業者と連携強化
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区相談窓口への運営支援を実施します。 ● インターネットを活用した情報提供を推進します。 ● 誰にでもわかりやすい情報発信、提供のあり方を検討します。 ● 既存の情報媒体の充実を図ります。

基本目標 Ⅲ 保健・医療・福祉サービスの充実と質の向上

基本計画 1 健康づくりの推進（重点取組）

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、心と身体の健康づくりが重要です。健康に対する意識の醸成を図り、健康寿命の延伸を図る取り組みを推進します。

（１）健康診断の受診促進

【めざす姿】

○ 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、心と身体の健康づくりが進んでいます。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	【期待される活動主体】住民、地域振興協議会、町内医療機関等 ●健康に対する意識の高揚を図ります。 ●健康診断を積極的に受けます。
社協の役割	●行政や関係機関と連携し健康づくりを推進します。
行政による取組	●休日健診など受診しやすい環境づくりに努めます。 ●福祉学習を通じた健康意識の醸成を支援します。

（２）介護予防・健康づくりの推進

【めざす姿】

○ 身近な場所での健康づくり、相談体制が充実しています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	【期待される活動主体】住民、地域振興協議会 ●「まちの保健室」へ積極的に参加します。 ●保健師等と連携した健康学習の促進を図ります。 ●地区の常設型サロンへ積極的に参加します。また、常設型サロンで100歳体操等介護予防・健康づくりを実施します。 ●介護事業所・社会福祉法人等が地域振興協議会の活動に参加し、協力しながら活動を進めます
社協の役割	●常設型サロンの設置及び介護予防、健康づくり等の活動を支援します。 ●常設型サロン、いきいきサロン等の集いの場にてeスポーツ等を活用して介護予防、仲間づくりを促進していきます。
行政による取組	●「まちの保健室」の啓発活動、機能強化に努めます。 ●地区の常設型サロンにおいて100歳体操等介護予防・健康づくりが実施できる仕組みを創設します。 ●現状の集落で行っている100歳体操が継続できるよう支援します。また、未実施集落に向けて実施できるよう支援を行います。 ●啓発とプログラムづくりを行います。

	○まちの保健室 ○フレイル予防・認知症予防
--	--------------------------

基本計画 2 保健・医療・福祉事業者間のネットワークと協働の推進

地域の生活課題に対応するためには、専門職の支援とともに、関係する組織や団体などとの連携の強化が必要です。

社会福祉法人・福祉事業所による公益活動事業を促進し、地域の関係機関や関係団体との連携により、新たな地域課題に対応する福祉活動の活性化を図ります。

(1) 異業種間ネットワークの構築

【めざす姿】

○ 分野を超えたネットワークにより、さまざまな福祉課題の情報共有が進み、制度の狭間にいる人に寄り添ったサービスの開発と専門職の質の向上が進んでいます。

内 容(新規)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域・事業者等による取組)	【期待される活動主体】福祉事業者 ●事業者は、交流会・研修会へ積極的に参加します。 ●異業種間でのネットワークを構築し、層別・専門別の多様な交流と研修の機会づくりを促進します。
社協の役割	●行政と連携し、保健・医療・福祉の専門的業種を超えた情報交換の場づくりと積極的な参画を行います。 ○交流会、研修会の開催とCSWを中心としたネットワークづくり ○異業種間での地域課題の共有化
行政による取組	●社協と連携し、保健・医療・福祉の分野を超えた異業種交流の場を創設します。

基本計画3 新たな社会資源の開発

誰もが安心して生きがいを感じながら暮らしていくためには、相互の理解と誰もが活躍できる場が必要です。

分野・制度の垣根を超えた社会資源を開発し、共生のまちづくりを進めていきます。

(1) 共生型サービス²⁴の開発

【めざす姿】

○ ひきこもりや孤立している人、複合的な福祉課題を抱える人など、制度の狭間にいる人に寄り添ったサービスの開発が進んでいます。

内 容(新規)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	【期待される活動主体】 福祉事業者 ●分野を超えた共生型サービスへの理解促進を図ります。 ●可能な事業所から共生型サービスを実施します。
社協の役割	●社会福祉推進大会を開催し福祉意識向上と地域共生社会への理解促進を図ります。 ●集落の福祉課題の把握と課題解決に向けた仕組みづくりを検討します。 ●地域における共助意識の醸成を促進していく新たな事業を検討していきます。
行政による取組	●地域、福祉事業者が実施する共生型サービスの理解促進を図り、実施に向けた支援を行います。 ●「生活支援体制を考える会(協議体)」で地域の課題に向けた資源開発に取り組みます。

(2) 介護者支援の充実

【めざす姿】

○ 家族介護者等、近親介護者への理解が深まり、支える仕組みが構築されています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	【期待される活動主体】 当事者、地域振興協議会、事業者 ●家族介護者の会に積極的に参加します。 ●課題を抱える家族介護者への見守り支援を実施します。 ●家族介護者の会開催時の傾聴ボランティアの育成を行います。
社協の役割	●家族介護者の会の活動支援を行います。 ○家族介護者への支援 ●傾聴ボランティア等の育成、コーディネートを行います。

²⁴ 介護、障がいなど、属性を限定せずに受けられるサービスのこと。狭義では、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に位置づけられた。

行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> ●家族介護者の会の設立と活動支援を行います。 ●介護者向けの情報提供の充実を図ります。 ●虐待等、ハイリスク世帯、困難ケースを支える仕組みを作ります。
---------	---

(3) きめ細やかな就労支援体制づくり

【めざす姿】

○ 「障がい」や「ひきこもり」等への理解が深まり、地域行事に留まらず中間的就労場所の提供などにより、福祉課題を抱えた方の活躍の場が増えています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	【期待される活動主体】 地域のあらゆる主体 <ul style="list-style-type: none"> ●J O C A南部やいくらの郷が中心となって色々な団体と連携しながら多様な就労の場の提供を図ります。 ●「障がい」や「ひきこもり」等への理解促進を図ります。 ●中間的就労等多様な就労の場の提供を図ります。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域共生社会の理解促進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○当事者の社会参加支援の促進 ○当事者の就労意欲の向上にむけた個別支援活動の充実 ●地域プラットフォームを通じた地域の居場所と活躍の場づくりを行います。 ●中間的就労の場の開拓に努めます。
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や事業者に中間就労を含めた就労環境の提供を呼びかけます。 ●地域プラットフォームへ参画します。 ●社会福祉協議会と連携した地域プラットフォームの支援を実施します。 ●当事者団体との連携強化を図ります。 ●社協と連携して中間的就労の場の確保を図ります。

基本計画4 福祉人材の確保と育成

地域福祉活動を充実していくためには、活動を支える人材の確保や育成が必要です。次代の地域福祉を担う人材の発掘・育成・活動参加の促進を図ります。

(1) 多様な福祉人材の確保

【めざす姿】

- 地域福祉を担う人材の育成・確保が進んでいます。
- 福祉職場の就労環境の改善が進み、人材確保が進んでいます。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域、事業者等による取組)	<p>【期待される活動主体】福祉事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●働きやすい環境づくりを通じたイメージアップに努めます。 ●職場内研修の充実を図ります。 ●きめ細やかな情報提供に努めます。 ●子どもたちへのキャリア学習に積極的に協力します。 ●地域における福祉に適した人材の発掘に努めます。 ●必要に応じて外国人介護士・看護師の受け入れの促進を図ります。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉職場の情報提供活動に協力します。 ●地域プラットフォームを通じた実践型福祉学習の開発と協力を推進します。 ●CSWやSCが多様な人材の出会いや学び合う場づくりを支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉学習の充実 ●ボランティアセンターの運営を強化します。 <ul style="list-style-type: none"> ○夏休みボランティア体験 ○ボランティア団体へ情報発信と夏休みボランティア体験による福祉現場の魅力を発信していきます。
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> ●地域プラットフォーム及びボランティアセンターの支援を通じて学生等、多様な人材の受け入れ基盤の強化を検討します。 ●福祉情報提供の充実を図ります。 ●社協と連携しながら住民との多様な接点の機会を創出します。 ●ボランティアセンターへの支援を通じて将来的な福祉人材の発掘を行います。 ●福祉人材確保に向けた研修会の開催、専門職の研修に協力します。

基本目標Ⅳ 地域で安心して暮らせる基盤づくり

基本計画1 社会福祉法人等の地域貢献の促進

社会福祉法人・福祉事業所による公益活動事業を促進し、地域の関係機関や関係団体との連携により、新たな地域課題に対応する福祉活動の活性化を図ります。

(1) 地域課題に対応する社会貢献活動の促進

【めざす姿】

- 社会福祉法人・福祉事業所が、地域振興協議会を単位とする福祉ネットワークに参加し、その有する機能を活用した地域貢献活動が積極的に行われています。
- 地域の中の福祉サービス事業所等との交流が進み、災害時の助け合いが行われています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域による取組)	<p>【期待される活動主体】住民、地域振興協議会、福祉事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域プラットフォームへ積極的に参加します。 ●地域における福祉活動の参加・協力します。 ●「えんくるり事業²⁵」へ積極的に参画します。 ●地域振興協議会と連携した防災活動を実施します。 ●中間的就労の場づくりに協力します。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人連絡会を通じた事業所間の連携強化を図ります。 ●地域振興協議会と福祉事業所の連携を支援します。 ●地域と連携した災害時の対応体制づくりを支援します。 <p>○災害時における情報共有と協力</p>
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> ●社協が実施する「えんくるり事業」への支援を行います。 ●社会福祉法人等と地域振興協議会との連携による地域ぐるみの防災訓練の実施を支援します。

²⁵ 様々な「生活のしづらさ」を抱えているにも関わらず、必要な支援を受けられない方がいるなどの課題に対応するため、鳥取県内の複数の社会福祉法人が連携し、支援を必要とする方をトータルで支える仕組み。(正式名「生計困難者に対する相談支援事業」)

基本計画2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

高齢者や障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、移動手段の確保や外出の支援も重要です。地域特性や利用者の要望を把握しながら、外出しやすい交通手段の確保等、きめ細かな移送サービスの促進を図ります。

社会参加や生きがいにつながる学習機会やイベントなどの開催や就労支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に参加できる交流機会の充実や生きがいづくりを進めます。

(1) 新たな移動手段の確保

【めざす姿】

○ 日常の買い物や医療機関への受診などの交通手段として、公共交通の他、公共交通ではカバー困難な移動ニーズにきめ細かく対応するNPOやボランティアを主体とする移送サービスが継続しています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域による取組)	<p>【期待される活動主体】地域振興協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新たな地域交通システム検討会に主体として参加し、構築されたものを積極的に利用します。 ●地域プラットフォームを活用した買い物・通院支援の仕組みを検討します。 ●地域振興協議会における介護予防活動へのバクシー等の利用支援を実施します。
社協の役割	<p>地域、行政と連携し多様な移動手段を検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域交通システム等を活用できるように支援します。
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな地域交通構築に向け実証実験を踏まえながら、持続可能な交通手段を官民協働で検討します。 ●日常不可欠な移送サービスについて検討をすすめます。

(2) 地域で活動する人材の確保に向けた交流の促進

【めざす姿】

- 出身者や関係した方々との交流が途切れず、地域活動に積極的に参加しています。
- 移住者が増え、コミュニティの一員として地域活動に参加しています。

内 容(新規・継続)	
地域福祉活動の方向性 (主に住民・地域による取組)	<p>【期待される活動主体】住民、地域振興協議会、福祉事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の魅力の発信と交流活動を活性化させ、関係人口を拡大していきます。 ●出身者や過去に関係された人との絆を大切に、交流を継続していきます。
社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●関係人口の拡大に向けた地域や町内関係者等の交流活動を支援、協力します。
行政による取組	<ul style="list-style-type: none"> ●関係人口拡大に向けた多様な交流活動等を検討していきます。 ●空家等を活用してU J I ターンを促進します。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 組織内推進体制

本計画は、福祉部門をはじめ、防災関係部門、子育て支援部門、教育部門など、幅広い分野で地域福祉を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、組織内関係部署と連携推進します。

(2) 社会福祉協議会と町との連携強化

社協は本町の地域福祉に関する活動、ボランティア活動等における中核的な役割を果たしており、今後も引き続き、本町と社協とは密接に連携し、本計画を推進していきます。

(3) 参画と協働による推進

本計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手である住民の主体性を最大限に尊重し、参画と協働により、地域福祉の取り組みを推進する必要があります。このため、地域福祉の担い手である住民が参画する「南部町地域福祉計画推進委員会」により本計画の進行管理を行い、共に本計画を推進していきます。

また、地域福祉の担い手として中心的な役割を担うリーダーをはじめ、広く町民に対して、本計画の内容を周知し、意識の醸成に努めるとともに、福祉やボランティアに関する情報提供、先進事例の検討などを通じお互いに支え合う意識の高揚を図ります。

さらに、集落（自治会）、地域振興協議会、民生委員・児童委員、社協、福祉サービス等提供事業者、企業、行政が連携し、それぞれの得意分野や活動を生かして知恵を出し合い、地域福祉に取り組んでいくことで、全町的な地域福祉活動の展開を目指します。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、見直し・改善（ACTION）による進行管理を行います。

行政の各地区担当者と社協の共同で、毎月担当する地域振興協議会に訪問し計画の進捗状況の確認と福祉活動の取組についての協議を行うとともに、行政、社協それぞれの進捗状況等の情報共有をしていくことで本計画を推進していきます。隔月で進捗会議として、地域振興協議会を所管する未来を創る課、各地区担当者、社協で情報共有を行い、お互いの進捗状況等の確認を行います。さらに、福祉部門をはじめ、まちづくり部門、教育部門など幅広い関係部署と社協で、毎月ミーティングを開催し、必要に応じて各地域振興協議会への訪問や計画の実現に向けた協議を行います。そのほかにも福祉コーディネーターとのミーティングを毎月開催し活動状況の把握や情報共有、協議等を行います。

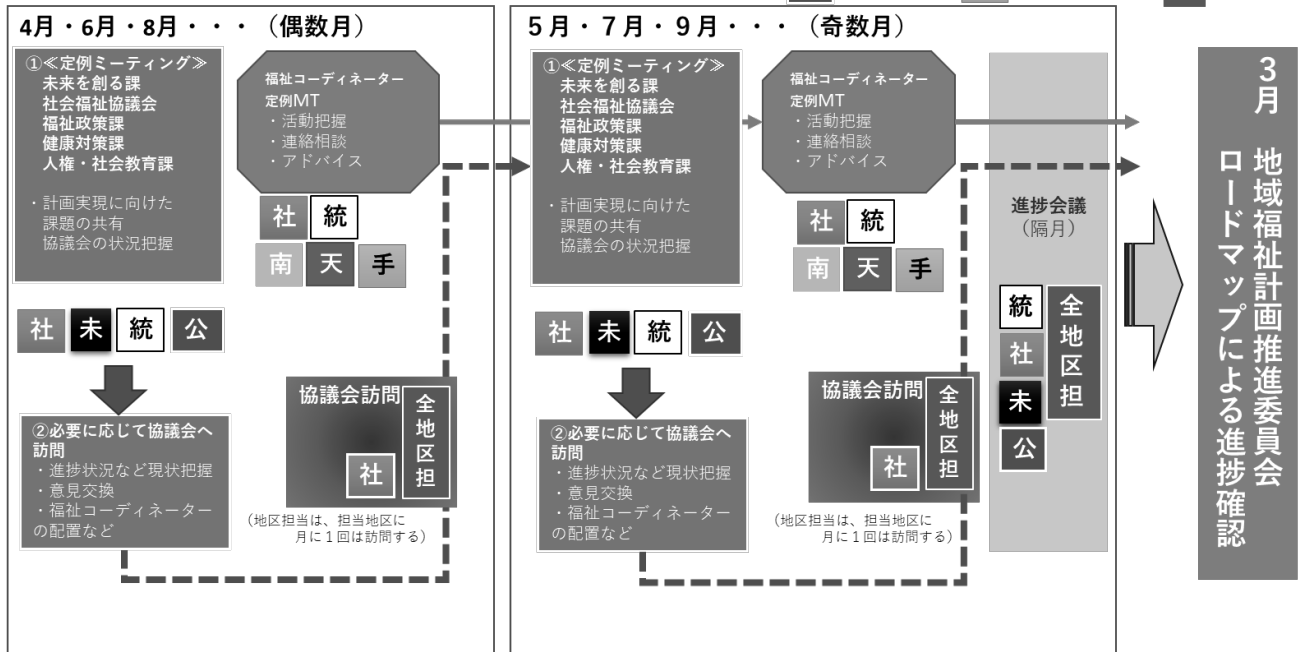
全体の進行管理は、「南部町地域福祉計画推進委員会」において、定期的に事業の達成状況や取組の評価を整理し、必要に応じて計画の変更や見直しを検討します。

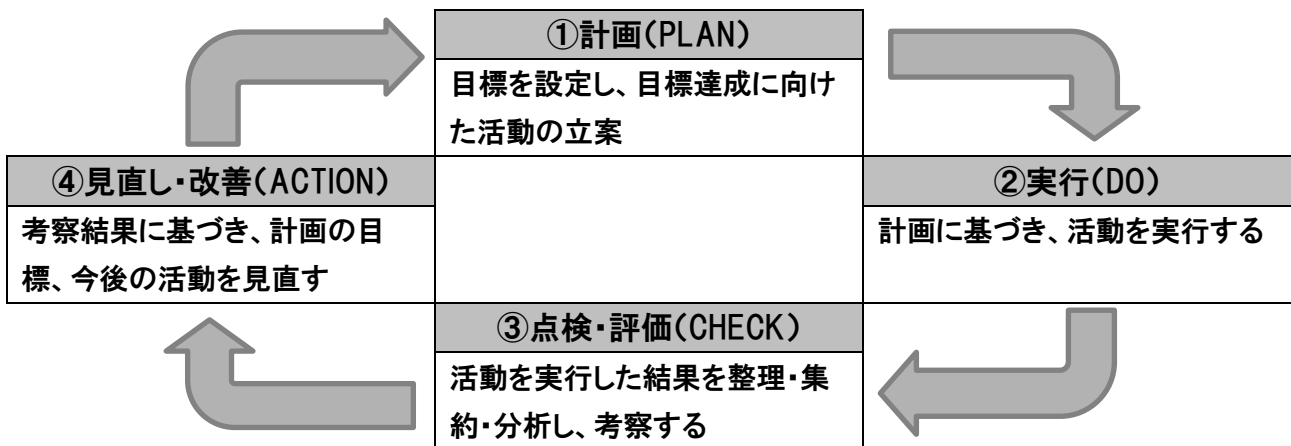
地域福祉推進計画の定例ミーティングフロー

福祉政策課

- ・ 毎月の定例MTで課題共有し、協議会をローリング
- ・ FCDと活動を共有し福祉機能強化につなげる
- ・ 隔月の進捗会議で情報共有し、年度末に確認

社	社会福祉協議会	南	南さいはく地区担当	全	7つの地区担当 (保健師+事務職)
未	未来を創る課	天	天津地区担当		
統	統括福祉政策課 健康対策課	手	手間山地区担当	地	地区担当 (保健師+事務職)
公	人権・社会教育課 (公民館社会教育)				



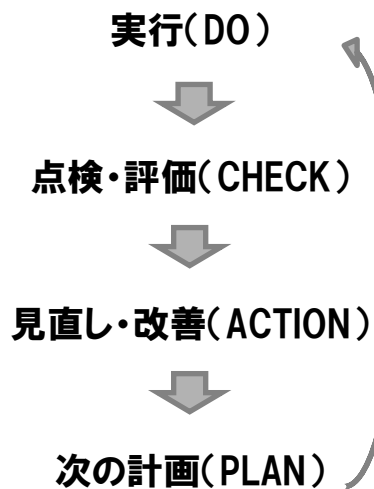


<地域で実践DCAP（ドゥキャップ）>

上記で示した進行管理は大きな組織でよく採用される方法です。

集落や小さな組織でも取り入れることができますが、目標を設定したり、活動の立案をしたりなど大変な作業に思われがちで、なかなか行動に移せないこともあると思われます。

そのような時は次の順番で物事を考えるのも一つの手法です。



「先ず、やってみよいや」

※ 行動することが大切です

「良かっただあか、悪かっただあか」

※ 終わってからみんなで話し合ってみましょう

「次はあげしよいや」

※ 前向きに改善策を考えましょう

「今回はあれを準備すうだで」

※ 前回足りなかった部分を次に活かします

南部町地域福祉計画推進委員会について（南部町地域福祉計画推進委員会設置要綱）

（設置）

第1条 南部町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の進捗について検討するため、南部町地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1） 地域福祉計画の進捗について点検及び評価に関すること。
- （2） 地域福祉計画の見直し及び改定に関すること。
- （3） その他南部町長（以下「町長」という。）が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 社会福祉団体に関係する者
- （3） 民生委員・児童委員
- （4） 地域住民を代表する者
- （5） 関係行政機関の職員
- （6） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 推進委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、職務を代理する。

（会議）

第6条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、任期の最初の会議は町長が招集する。

3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 推進委員会の庶務は、所管課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

○ 南部町地域福祉計画推進委員会委員名簿

(敬称略)

区分	団体	役職	氏名	備考
行政	南部町	副町長	宮永 二郎	副委員長
福祉団体	社会福祉法人南部町社会福祉協議会	副会長	畠 稔明	委員長
福祉団体	社会福祉法人伯耆の国 南部居宅介護事業所	管理者	加賀 奈美子	
福祉団体	公益社団法人青年海外協力協会 (J O C A) 南部事務所	所 長	伊藤 丈和	
地域代表	東西町地域振興協議会	会 長	黒木 美由紀	
地域代表	天津地区地域振興協議会	会 長	土屋尾 隆志	
地域代表	大国地区地域振興協議会	会 長	前田 輝美	
地域代表	法勝寺地区地域振興協議会	会 長	瀧山 寛	
地域代表	南さいはく地域振興協議会	会 長	長尾 佳史	
地域代表	あいみ手間山地域振興協議会	会 長	山中 文雄	
地域代表	あいみ富有の里地域振興協議会	会 長	板持 弘	
民生委員	南部町民生児童委員協議会		西本 和行	
福祉団体	南部町老人クラブ連合会		垂水 英俊	
福祉団体	南部町赤十字奉仕団		遠藤 和子	
公募委員			吉田 智子	
公募委員			井上 仁志	
学識経験	鳥取大学地域学部	教 授	竹川 俊夫	

○ 南部町地域福祉計画推進委員会の開催状況（開催経緯）

開催期日	内容
令和7年8月27日（水）	第1回 (1) 南部町地域福祉計画改定（案）について (2) 南部町地域福祉計画策定スケジュールについて
令和7年10月10日（金）	第2回 (1) 南部町地域福祉計画改定（案）について (2) パブリックコメント等について
令和7年12月19日（金）	第3回 (1) 南部町地域福祉計画改定（案）について (2) ロードマップの見直しについて

3 関連法規

■社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

■社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」抜粋

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 包括的な支援体制の整備に関する事項（条文要約）

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的にその策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■社会福祉法第106条の4「重層的支援体制整備事業」抜粋（令和2年6月新設）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策（地域福祉への住民参加の促進、生活困窮者自立支援事業など）として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及

び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備

3 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援事業を行う事業者、その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図れるよう努めるものとする。

■社会福祉法第109条「市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会」

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内にお

ける社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

南部町地域福祉推進計画

発行年月 令和8年3月

発行 南部町・南部町社会福祉協議会

編集 南部町福祉政策課

〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭 482 番地 健康管理センターすこやか

電話 0859-66-5522 FAX 0859-66-5523

社会福祉法人南部町社会福祉協議会 総合福祉センターしあわせ

〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 331 番地 1

電話 0859-66-2900 FAX 0859-66-2901

